

# 地方公共団体金融機構 第76回 代表者会議

令和6年6月20日(木)13時30分  
地方公共団体金融機構 第一特別会議室

## 次 第

- 1 開会
  
- 2 議事
  - (1) 令和5年度決算
  - (2) 会計監査人の選任
  - (3) その他報告事項
  
- 3 閉会

## 地方公共団体金融機構 第76回代表者会議 配付資料

### 議案1 令和5年度決算

事業報告書

財務諸表

決算報告書

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和5年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

資料1 令和5年度地方公共団体金融機構事業の概況

資料2 令和5年度地方公共団体金融機構決算の概要

資料3 令和5年度内部統制報告書

資料4 第43回経営審議委員会意見書

### 議案2 会計監査人の選任について

### その他報告事項

報告1 第42回経営審議委員会意見書（R6.3）に係る対応

報告2 令和5年度末貸付債権残高の状況及び健全化指標による分類

報告3 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業（令和6年度）

報告4 eラーニングについて

報告5 サステナビリティに関する取組について

令和 5 年 度 決 算

事 業 報 告 書

財 務 諸 表

決 算 報 告 書

地方公共団体金融機構

令和5年度

地方公共団体金融機構  
事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

地方公共団体金融機構

## 目 次

<b>I 地方公共団体金融機構の概要</b>	
1. 設立年月日	1
2. 根拠法	1
3. 目的	1
4. 所在地	1
5. 役員	1
6. 職員数	1
7. 資本金	1
<b>II 代表者会議・経営審議委員会の開催状況</b>	
1. 代表者会議	2
2. 経営審議委員会	2
<b>III 令和5年度の業務の概要</b>	
1. 貸付業務	4
2. 地方支援業務	8
3. 資金調達業務	10
4. サステナビリティに関する取組	14
5. 公営競技納付金の概況	15
6. 新型コロナウイルス感染症への対応	15
(参考) 組織図及び事務分掌	16

## I 地方公共団体金融機構の概要（令和6年3月現在）

### 1. 設立年月日

平成20年8月1日（平成21年6月1日改組）

### 2. 根拠法

地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）

### 3. 目的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 4. 所在地

東京都千代田区日比谷公園1番3号

### 5. 役員

理事長1名、副理事長1名、理事3名、監事2名  
（うち監事1名は非常勤）

### 6. 職員数

91人

### 7. 資本金

166億210万円（全都道府県、市区町村等による出資）

## Ⅱ 代表者会議・経営審議委員会の開催状況

### 1. 代表者会議

代表者会議は、機構の最高意思決定機関として設けられており、次に掲げる事項を議決する。

- ①定款の変更
- ②業務方法書の作成又は変更
- ③予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画の作成又は変更
- ④決算
- ⑤役員報酬及び退職金
- ⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、代表者会議は、理事長及び監事の任命、理事長が副理事長及び理事を任命する際の同意、会計監査人の選任も行うこととされている。

なお、代表者会議の委員は下記のとおりであり、令和5年度においては、合計5回の代表者会議が開催されている。(第1表参照)

区分	氏名	役職	備考
地方公共 団体の代 表者	河野 俊嗣	宮崎県知事	議長
	牛越 徹	長野県大町市長	
	吉田 隆行	広島県坂町長	
外部の学 識経験者	小幡 純子	日本大学大学院法務研究科 (法科大学院) 教授	
	神野 直彦	東京大学名誉教授	
	池田 晃治	株式会社ひろぎんホールデ ィングス 代表取締役会長	

(令和6年3月31日現在)

### 2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、外部有識者による審議機関、機構の業務に関するチェック機関として設けられており、理事長は次に掲げる事項について経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

- ①業務方法書の作成又は変更
- ②予算及び事業計画の作成又は変更
- ③決算
- ④地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
- ⑤一時借入金の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項

⑥その他代表者会議が特に必要と認めた事項

また、経営審議委員会は、機構の業務について理事長の諮問に応じ又は自ら必要と認める事項について、理事長に建議を行うことができる。

なお、経営審議委員会の委員は下記のとおりであり、令和5年度においては、合計2回の経営審議委員会が開催されている。(第2表参照)

氏名	役職	備考
三谷 隆博	短資協会会長	委員長
鈴木 豊	学校法人青山学院常任監事 青山学院大学名誉教授	
勢一 智子	西南学院大学教授	
米田 保晴	信州大学名誉教授	
玉沖 仁美	(株)紡代表取締役	
上崎 正則	前(株)時事通信社取締役	

(令和6年3月31日現在)

第1表 代表者会議の開催状況

回数	年月日	概要
第71回	令和5年 6月30日	・令和4年度決算 ・会計監査人の選任
第72回	令和5年 7月5日	・役員任命の同意
第73回	令和5年 8月1日	・役員任命
第74回	令和5年 9月26日	・役員任命の同意
第75回	令和6年 3月21日	・令和6年度事業計画 ・令和6年度予算、資金計画、収支に関する中期的な計画

第2表 経営審議委員会の開催状況

回数	年月日	概要
第41回	令和5年 6月15日	・令和4年度決算
第42回	令和6年 3月11日	・令和6年度事業計画 ・令和6年度予算

### Ⅲ 令和5年度の業務の概要

#### 1. 貸付業務

[地方債計画の概要]

令和5年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び脱炭素化並びに地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定された。

また、令和5年度国の補正予算（第1号）に伴う補正予算債等の追加に対応するため、令和5年12月27日及び令和6年3月27日に改正された。

その結果、令和5年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額11兆3,209億円とされ、そのうち一般会計債は5兆9,639億円、公営企業債は2兆9,165億円、臨時財政対策債は9,946億円、補正予算債は1兆3,659億円が計上された。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債及び補正予算債について、1兆7,471億円が計上された。

（第3表参照）

[貸付けの状況]

##### (1) 長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、13,547件、1兆5,778億10百万円の貸付けを行った。（第4表参照）

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、64.0%を占めている。（第5表参照）

同意・許可前貸付については、貸付けを行わなかった。

##### (2) 短期貸付

短期貸付については、貸付けを行わなかった。

##### (3) 受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

（株）日本政策金融公庫から委託を受けて行った受託貸付については、30億94百万円の貸付けを行った。

第3表 令和5年度地方債計画資金区分（改正後）

（単位：億円）

項 目	令和5年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,889	4,617	355	10,917
2 公営住宅建設事業	1,097	368	123	606
3 災害復旧事業	3,811	3,811	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	1,939	386	1,783
(1) 学校教育施設等	1,682	925	166	591
(2) 社会福祉施設	367	72	89	206
(3) 一般廃棄物処理	981	680	131	170
(4) 一般補助施設等	541	262	0	279
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5 一般単独事業	27,388	926	6,065	20,397
(1) 一般	2,486	0	84	2,402
(2) 地域活性化	690	0	85	605
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	298	2,923
(5) 旧合併特例	4,800	0	689	4,111
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	100	1,728	2,492
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
(10) 脱炭素化推進	900	0	360	540
6 辺地及び過疎対策事業	6,201	5,014	1,182	5
(1) 辺地対策	565	519	46	0
(2) 過疎対策	5,636	4,495	1,136	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調	100	0	0	100
計	59,639	16,675	8,111	34,853
二 公営企業債				
1 水道事業	6,839	3,229	2,271	1,339
2 工業用水道事業	370	0	82	288
3 交通事業	1,799	129	284	1,386
4 電気事業・ガス事業	333	0	73	260
5 港湾整備事業	619	195	23	401
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	773	1,268	2,557
7 市場事業・と畜場事業	372	0	27	345
8 地域開発事業	919	0	0	919
9 下水道事業	13,217	4,235	3,646	5,336
10 観光その他事業	99	0	5	94
計	29,165	8,561	7,679	12,925
合計	88,804	25,236	15,790	47,778
三 臨時財政対策債	9,946	2,287	1,313	6,346
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	13,659	6,966	368	6,325
総計	113,209	34,489	17,471	61,249

第4表 令和5年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	貸 付 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	39,300	40,167	2.5
公営住宅事業	12,200	10,173	0.6
学校教育施設等整備事業	23,900	17,523	1.1
社会福祉施設整備事業	8,900	9,824	0.6
一般廃棄物処理事業	11,200	6,431	0.4
一般補助施設整備等事業	-	202	0.0
一般事業	6,100	8,334	0.5
地域活性化事業	9,900	12,259	0.8
防災対策事業	10,000	9,555	0.6
地方道路等整備事業	25,600	27,261	1.7
合併特例事業	82,500	86,466	5.5
緊急防災・減災事業	120,400	132,076	8.4
公共施設等適正管理推進事業	168,500	205,309	13.0
緊急自然災害防止対策事業	102,500	110,163	7.0
脱炭素化推進事業	1,700	1,066	0.1
辺地対策事業	1,800	2,053	0.1
過疎対策事業	67,600	77,638	4.9
計	692,100	756,499	47.9
臨時財政対策債	172,500	173,222	11.0
(一般会計債等分計)	864,600	929,720	58.9
公営企業債			
水道事業(上水道)	184,100	169,020	10.7
(簡易水道)	7,000	9,702	0.6
交通事業(一般交通)	1,700	2,688	0.2
(都市高速鉄道)	27,500	20,551	1.3
病院事業	104,400	104,489	6.6
下水道事業	323,700	311,130	19.7
工業用水道事業	7,400	5,797	0.4
電気事業	5,800	7,262	0.5
ガス事業	1,100	463	0.0
介護サービス事業	2,000	5,235	0.3
市場事業	7,100	7,670	0.5
と畜場事業	100	182	0.0
駐車場事業	300	179	0.0
小計	672,200	644,366	40.8
港湾整備事業	2,500	2,699	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	700	1,024	0.1
小計	3,200	3,723	0.2
計	675,400	648,089	41.1
合 計	1,540,000	1,577,810	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第5表 令和5年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	令和5年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	257,475	16.3
政令指定都市	89,437	5.7
市（政令指定都市を除く）及び特別区	1,009,697	64.0
町村	174,483	11.1
企業団・組合等	46,717	3.0
計	1,577,810	100.0

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

〔元利金回収及び貸付残高の状況〕

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っている。

令和5年度の回収状況は、第6表のとおりである。長期貸付については、定期償還として元金452,028件、1兆7,860億57百万円、利息518,682件、1,897億40百万円を収納した。

また、繰上償還として元金263件、179億48百万円及びこれに伴う経過利息169件、7百万円を収納した。繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等である。

令和6年3月末における公社貸付を含む長期貸付残高は250,598件、23兆740億4百万円で、その事業別残高は第7表のとおりである。

また、令和6年3月末における受託貸付残高は15,966件、2,199億82百万円である。

第6表 令和5年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	451,946	1,783,184	518,600	189,623
公社貸付	82	2,873	82	117
計	452,028	1,786,057	518,682	189,740
長期貸付繰上償還				
一般貸付	263	17,948	169	7
公社貸付	-	-	-	-
計	263	17,948	169	7
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	452,291	1,804,005	518,851	189,746

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

第7表 令和5年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	518,159	2.2	水道事業	2,901,059	12.6
公営住宅事業	184,248	0.8	一般交通事業	16,455	0.1
全国防災事業	90,526	0.4	都市高速鉄道事業	659,372	2.9
学校教育施設等整備事業	107,064	0.5	病院事業	1,168,179	5.1
社会福祉施設整備事業	111,380	0.5	下水道事業	6,436,491	27.9
一般廃棄物処理事業	57,581	0.2	工業用水道事業	140,738	0.6
一般事業	82,687	0.4	電気事業	50,203	0.2
臨時河川等整備事業	6,137	0.0	ガス事業	17,164	0.1
臨時高等学校整備事業	3,270	0.0	港湾整備事業	34,626	0.2
臨時地方道整備事業	170,250	0.7	介護サービス事業	21,025	0.1
地域活性化事業	95,293	0.4	市場事業	108,687	0.5
防災対策事業	166,240	0.7	と畜場事業	5,808	0.0
地方道路等整備事業	444,502	1.9	観光施設事業	4,748	0.0
合併特例事業	1,080,914	4.7	駐車場事業	7,705	0.0
緊急防災・減災事業	864,707	3.7	産業廃棄物処理事業	13	0.0
公共施設最適化事業	16,885	0.1	一般貸付計	23,069,793	100.0
公共施設等適正管理推進事業	583,341	2.5	道路公社	4,212	0.0
緊急自然災害防止対策事業	381,637	1.7	公社貸付計	4,212	0.0
脱炭素化推進事業	1,066	0.0			
辺地対策事業	2,118	0.0			
過疎対策事業	233,978	1.0			
一般補助施設整備等事業	5,744	0.0	合計	23,074,004	100.0
臨時財政対策債	5,770,461	25.0			
減収補填債	519,333	2.3			

(注) 項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがある。

## 2. 地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施した。

### ① 調査研究

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施した。調査研究事業については、調査研究会を5回、海外調査を3カ国実施し、また令和5年7月、令和6年1月及び3月にフォーラムを実施し、その成果を広く地方公共団体等に還元した。

また、国を含む専門機関等と連携して、地域金融、地方財政等、諸外国の地方行財政制度等に関する調査研究を実施した。

## ② 人材育成・実務支援

総務省との共同事業として個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業については、令和5年度は従前からの公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用及び公共施設等総合管理計画の見直し・実行の4つの支援分野に加え、新たに地方公共団体のDX及び首長・管理者向けトップセミナーを追加し、約900件の申請を受け、約2,700回の派遣を実施した。

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーや、資金調達・資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とした研修について、集合研修を実施した。また、多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングによる研修も実施し、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供した。さらに、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにした。eラーニングについては、全講義の合計でのべ約13,600人の受講申込みを受けた。

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施する出前講座については、講師派遣及びWeb会議システムの方法により58件実施した。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、専門的なアドバイスを実施する実務支援（個別相談）は、電話、メール、講師派遣及びWeb会議システム等の方法により86件実施した。

## ③ 情報発信

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、利活用促進のために、New Octagonを活用した財政分析に関するeラーニングコンテンツを開発した。また、先進事例検索システムについては、専門機関と連携を図りながら先進事例を705件追加するなど充実を図った。

さらに、「情報プラットフォーム」のページにおいて、地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約し、発信するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め提供した。

### 3. 資金調達業務

令和5年度の資金調達総額は、当初計画比822億円減の1兆7,478億円（発行価額ベース。以下同じ。）となった。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債3,430億円、同20年債1,400億円、同5年債320億円、同30年債330億円、FLIP債2,490億円、MTNプログラム3,273億円（額面ベースでは3,280億円（ともに円換算後））となっている。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債2,540億円、20年債2,795億円となっている。

その他、長期借入による調達を900億円行っている。

この結果、令和5年度末において機構債券の発行残高は、18兆9,528億円、借入金の借入残高は長期借入金5,303億円となっている。

なお、令和5年度の機構債券の発行条件等は、第8表及び第9表のとおりである。

（注）億円未満切り捨てで表示しております。

第8表 令和5年度債券発行状況

（地方金融機構債（公募国内債））

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第167回	10年	300	0.751	100	R5.4.20	R15.4.28
第168回	10年	350	0.677	100	R5.5.23	R15.5.27
第169回	10年	350	0.681	100	R5.6.20	R15.6.28
第170回	10年	350	0.663	100	R5.7.21	R15.7.28
第171回	10年	350	0.788	100	R5.8.18	R15.8.26
第172回	10年	350	0.825	100	R5.9.22	R15.9.28
第173回	10年	250	0.870	100	R5.10.20	R15.10.28
第174回	10年	250	0.972	100	R5.11.21	R15.11.28
第175回	10年	250	0.876	100	R5.12.21	R15.12.28
第176回	10年	210	0.714	100	R6.1.26	R16.1.27
第177回	10年	210	0.835	100	R6.2.20	R16.2.28
第178回	10年	210	0.889	100	R6.3.22	R16.3.28
第104回	20年	220	1.163	100	R5.4.20	R25.4.28
第105回	20年	250	1.106	100	R5.6.20	R25.6.26
第106回	20年	250	1.156	100	R5.7.21	R25.7.28
第107回	20年	250	1.485	100	R5.9.22	R25.9.28
第108回	20年	150	1.562	100	R5.10.20	R25.10.28
第109回	20年	170	1.576	100	R5.12.21	R25.12.28
第110回	20年	110	1.391	100	R6.1.26	R26.1.28
第33回	5年	150	0.230	100	R5.6.20	R10.6.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第34回	5年	170	0.453	100	R5.12.21	R10.12.28
第17回	30年	210	1.332	100	R5.5.23	R35.5.28
第18回	30年	120	1.841	100	R5.10.20	R35.10.28
F734回	9年	200	0.703	100	R5.4.26	R14.3.26
F735回	11年	40	0.811	100	R5.4.26	R15.11.25
F736回	21年	30	1.232	100	R5.4.26	R26.4.26
F737回	31年	70	1.461	100	R5.4.26	R36.3.26
F738回	32年	30	1.480	100	R5.4.26	R37.3.26
F739回	5年	40	0.319	100	R5.4.27	R10.6.27
F740回	11年	30	0.815	100	R5.4.27	R15.11.25
F741回	21年	30	1.210	100	R5.4.27	R26.3.25
F742回	21年	30	1.075	100	R5.5.25	R25.12.25
F743回	23年	30	1.140	100	R5.5.25	R28.2.22
F744回	31年	30	1.333	100	R5.5.25	R36.3.25
F745回	11年	30	0.726	100	R5.5.26	R16.3.24
F746回	21年	30	1.095	100	R5.5.26	R26.3.25
F747回	22年	30	1.119	100	R5.5.26	R27.2.24
F748回	27年	30	1.303	100	R5.5.26	R32.2.25
F749回	5年	40	0.230	100	R5.6.23	R10.8.23
F750回	7年	60	0.371	100	R5.6.23	R12.3.22
F751回	9年	60	0.577	100	R5.6.23	R14.3.23
F752回	9年	60	0.621	100	R5.6.23	R14.12.23
F753回	15年	30	0.915	100	R5.6.23	R20.6.23
F754回	16年	30	0.963	100	R5.6.23	R21.6.23
F755回	17年	30	1.008	100	R5.6.23	R22.6.22
F756回	21年	30	1.120	100	R5.6.23	R26.6.23
F757回	6年	60	0.329	100	R5.7.27	R11.7.27
F758回	9年	200	0.632	100	R5.7.27	R14.6.25
F759回	11年	30	0.738	100	R5.7.27	R16.3.27
F760回	12年	30	0.823	100	R5.7.27	R17.9.27
F761回	21年	30	1.200	100	R5.7.27	R26.7.27
F762回	26年	30	1.386	100	R5.7.27	R31.7.27
F763回	8年	60	0.533	100	R5.7.28	R13.7.28
F764回	9年	30	0.601	100	R5.7.28	R14.12.24
F765回	15年	60	0.965	100	R5.7.28	R20.7.26
F766回	15年	30	0.965	100	R5.7.28	R20.7.27
F767回	15年	30	0.965	100	R5.7.28	R20.7.28
F768回	26年	30	1.371	100	R5.7.28	R31.7.28
F769回	5年	40	0.417	100	R5.9.28	R10.11.28

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F770回	8年	30	0.710	100	R5.9.28	R14.3.26
F771回	9年	30	0.747	100	R5.9.28	R14.11.25
F772回	9年	30	0.747	100	R5.9.28	R14.11.26
F773回	9年	30	0.792	100	R5.9.28	R15.3.28
F774回	7年	200	0.672	100	R5.10.27	R12.9.20
F775回	9年	30	0.881	100	R5.10.27	R15.3.25
F776回	11年	30	0.962	100	R5.10.27	R16.5.26
F777回	14年	30	1.295	100	R5.10.27	R20.3.26
F778回	16年	30	1.450	100	R5.10.27	R22.4.27
F779回	17年	30	1.490	100	R5.10.27	R23.3.27
F780回	5年	40	0.314	100	R5.12.27	R11.2.27
F781回	11年	30	0.741	100	R5.12.27	R16.12.27
F782回	7年	200	0.541	100	R6.1.31	R12.12.27
F783回	5年	40	0.467	100	R6.3.27	R11.5.25
F784回	17年	30	1.381	100	R6.3.27	R23.3.27

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTNプログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨 (mm)	円換算後 (億円) ※				
第102回	5年	米ドル 1,000	1,338	4.125	99.522	R5.4.27	R10.4.27
第103回	3年	米ドル 750	1,085	5.125	99.962	R5.9.1	R8.9.1
第104回	5年	豪ドル 56	53	4.190	99.99	R5.9.28	R10.9.28
第105回	5年	ユーロ 500	797	2.875	99.995	R6.1.23	R11.1.23

※ 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第159回	10年	125	0.781	100	R5.4.20	R15.4.20
A号第160回	10年	125	0.707	100	R5.5.23	R15.5.23
A号第161回	10年	125	0.711	100	R5.6.20	R15.6.20
A号第162回	10年	125	0.693	100	R5.7.21	R15.7.21
A号第163回	10年	125	0.818	100	R5.8.18	R15.8.18
A号第164回	10年	125	0.855	100	R5.9.22	R15.9.22
A号第165回	10年	125	0.900	100	R5.10.20	R15.10.20

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第166回	10年	125	1.002	100	R5.11.24	R15.11.24
A号第167回	10年	125	0.906	100	R5.12.22	R15.12.22
A号第168回	10年	125	0.744	100	R6.1.26	R16.1.26
A号第169回	10年	125	0.865	100	R6.2.26	R16.2.24
A号第170回	10年	125	0.919	100	R6.3.22	R16.3.22
D号第85回	20年	125	1.183	100	R5.4.20	R25.4.20
D号第86回	20年	125	1.103	100	R5.5.23	R25.5.22
D号第87回	20年	125	1.126	100	R5.6.20	R25.6.19
D号第88回	20年	125	1.176	100	R5.7.21	R25.7.21
D号第89回	20年	125	1.378	100	R5.8.18	R25.8.18
D号第90回	20年	125	1.505	100	R5.9.22	R25.9.18
D号第91回	20年	125	1.582	100	R5.10.20	R25.10.20
D号第92回	20年	125	1.591	100	R5.11.24	R25.11.24
D号第93回	20年	125	1.596	100	R5.12.22	R25.12.22
D号第94回	20年	125	1.411	100	R6.1.26	R26.1.26
D号第95回	20年	125	1.525	100	R6.2.26	R26.2.26
D号第96回	20年	125	1.588	100	R6.3.22	R26.3.22

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券)

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
B号第90回	10年	65	0.781	100	R5.4.20	R15.4.20
B号第91回	10年	50	0.707	100	R5.5.23	R15.5.23
B号第92回	10年	75	0.711	100	R5.6.20	R15.6.20
B号第93回	10年	155	0.693	100	R5.7.21	R15.7.21
B号第94回	10年	105	0.818	100	R5.8.18	R15.8.18
B号第95回	10年	55	0.855	100	R5.9.22	R15.9.22
B号第96回	10年	65	0.900	100	R5.10.20	R15.10.20
B号第97回	10年	80	1.002	100	R5.11.24	R15.11.24
B号第98回	10年	70	0.906	100	R5.12.22	R15.12.22
B号第99回	10年	150	0.744	100	R6.1.26	R16.1.26
B号第100回	10年	100	0.865	100	R6.2.26	R16.2.24
B号第101回	10年	70	0.919	100	R6.3.22	R16.3.22
C号第90回	20年	85	1.183	100	R5.4.20	R25.4.20
C号第91回	20年	65	1.103	100	R5.5.23	R25.5.22

区分 回数	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第92回	20年	100	1.126	100	R5.6.20	R25.6.19
C号第93回	20年	180	1.176	100	R5.7.21	R25.7.21
C号第94回	20年	125	1.378	100	R5.8.18	R25.8.18
C号第95回	20年	80	1.505	100	R5.9.22	R25.9.18
C号第96回	20年	80	1.582	100	R5.10.20	R25.10.20
C号第97回	20年	90	1.591	100	R5.11.24	R25.11.24
C号第98回	20年	90	1.596	100	R5.12.22	R25.12.22
C号第99回	20年	180	1.411	100	R6.1.26	R26.1.26
C号第100回	20年	130	1.525	100	R6.2.26	R26.2.26
C号第101回	20年	90	1.588	100	R6.3.22	R26.3.22

償還方法：満期一括償還

## 第9表 令和5年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (年月日)
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	862	834	0.045	R6.4.4～ R7.3.17
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,403	4,469	0.237	R7.9.3～ R22.3.16

返済方法：満期一括返済

## 4. サステナビリティに関する取組

足下の市場における ESG 投資の拡大や発行体自身の ESG に関する取組への関心の高まりを受け、サステナビリティに関する取組を推進する体制の整備や情報発信の充実に取り組んだ。

令和5年6月には、機構のサステナビリティに関する基本的な方針としてサステナビリティポリシーを策定したほか、理事長を委員長とし役員等で構成するサステナビリティ委員会を設置し、機構の取組全般を審議・推進する体制を整えた。令和5年度には同委員会を2回開催し、サステナビリティに関する取組や開示情報の充実について審議を行った。

また、地方公共団体金融機構法第36条第3項に基づく説明書類や、ディスクロージャー誌等において、機構のサステナビリティに関する考え方や取組を開示し、積極的な情報発信・開示に取り組んだ。

## 5. 公営競技納付金の概況

機構は、公営競技納付金を地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を財源として低利な貸付けを実施している。

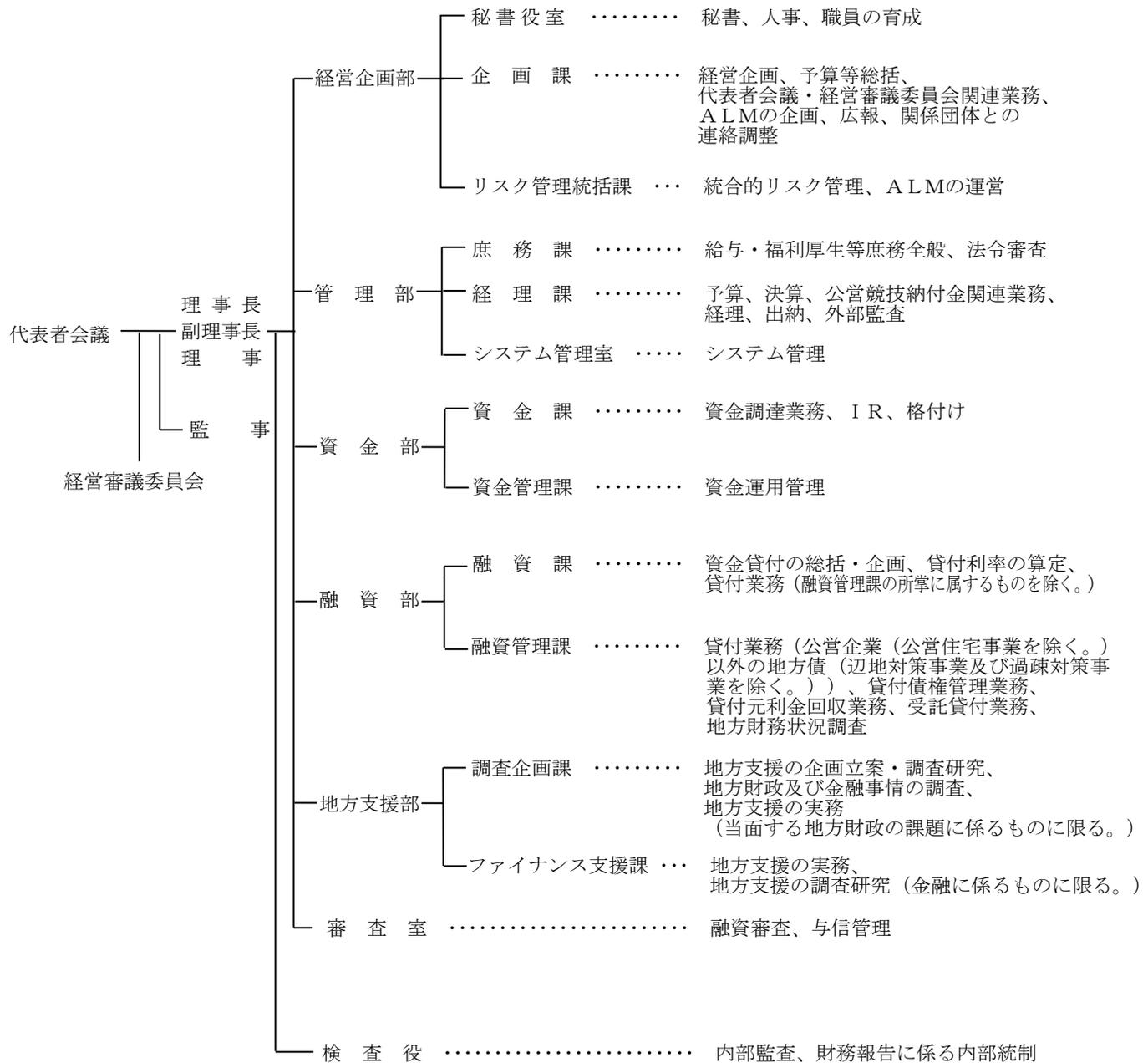
令和5年度における公営競技納付金(令和4年度開催分に基づく納付金)は、195億89百万円であった。

なお、納付団体数は91団体で、公営競技の開催権を有する団体(191団体：令和4年度)の47.6%であった。

## 6. 新型コロナウイルス感染症への対応

令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への位置づけの変更を受けて、機構においては同対策本部を廃止し、自主的な感染防止対策の励行へ移行するとともに、コロナ禍を契機に構築したテレワーク環境やWeb会議システム等による安定的かつ継続可能な業務体制を引き続き活用し、オンライン形式とリアル形式を適切に組み合わせながら、機構のパフォーマンスの維持・向上に努め、業務を効果的に実施した。

(参考) 組織図及び事務分掌 (令和6年3月31日現在)



令和5年度

地方公共団体金融機構  
財 務 諸 表

自 令和5年4月1日  
至 令和6年3月31日

地方公共団体金融機構

## 目 次

貸借対照表	・ ・ ・ ・ 1
損益計算書	・ ・ ・ ・ 2
利益の処分に関する書類	・ ・ ・ ・ 3
純資産変動計算書	・ ・ ・ ・ 4
キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ 5
重要な会計方針	・ ・ ・ ・ 6
追加情報	・ ・ ・ ・ 8
注記事項等	・ ・ ・ ・ 9
勘定別情報（貸借対照表関係）	・ ・ ・ 2 1
勘定別情報（損益計算書関係）	・ ・ ・ 2 2
附属明細書	・ ・ ・ 2 3

## 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,074,004	債券	18,949,328
有価証券	204,500	借入金	530,300
現金預け金	873,692	金融商品等受入担保金	413,091
その他資産	5,545	その他負債	6,807
有形固定資産	2,933	賞与引当金	60
無形固定資産	3,447	役員賞与引当金	10
		退職給付引当金	45
		役員退職慰労引当金	15
		地方公共団体健全化基金	926,499
		基本地方公共団体健全化基金	926,499
		特別法上の準備金等	2,912,073
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	708,654
		利差補てん積立金	3,419
		負債の部合計	23,738,231
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	370,406
		一般勘定積立金	370,406
		評価・換算差額等	△ 18,926
		管理勘定利益積立金	57,808
		純資産の部合計	425,891
資産の部合計	24,164,123	負債及び純資産の部合計	24,164,123

## 損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	209,118
資金運用収益	191,948
役務取引等収益	66
その他業務収益	99
その他経常収益	17,003
地方公共団体健全化基金受入額	16,964
その他の経常収益	39
経常費用	118,277
資金調達費用	110,974
役務取引等費用	275
その他業務費用	2,712
営業経費	4,314
その他経常費用	0
経常利益	90,841
特別利益	52,538
公庫債権金利変動準備金取崩額	50,000
利差補てん積立金取崩額	2,538
特別損失	107,088
公庫債権金利変動準備金繰入額	57,088
国庫納付金	50,000
当期純利益	36,292

利益の処分に関する書類【一般勘定】

(令和6年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		36,292
当期純利益	36,292	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	36,292	36,292

(注) 1. 「地方公共団体金融機構法」(平成19年法律第64号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。

2. 利益処分量の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

(令和6年3月31日)

(単位：百万円)

I 処分対象利益		-
当期純利益	-	
前期繰越欠損金	-	
II 利益処分量		
積立金	-	-

純 資 産 変 動 計 算 書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	334,114	334,114	350,716	△14,579	57,808	393,946
当期変動額							
当期純利益	-	36,292	36,292	36,292	-	-	36,292
出資者資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△4,347	-	△4,347
当期変動額合計	-	36,292	36,292	36,292	△4,347	-	31,945
当期末残高	16,602	370,406	370,406	387,008	△18,926	57,808	425,891

キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	36,292
減価償却費	545
資金運用収益	△ 191,948
資金調達費用	110,974
賞与引当金の増加額	5
役員賞与引当金の増加額	1
退職給付引当金の減少額	△ 29
役員退職慰労引当金の減少額	△ 0
地方公共団体健全化基金の減少額	△ 16,964
公庫債権金利変動準備金の増加額	57,088
利差補てん積立金の減少額	△ 2,538
貸付金の純増(△)減	226,195
債券の純増減(△)	△ 678,072
借入金の純増減(△)	3,800
資金運用による収入	192,158
資金調達による支出	△ 109,899
その他	238,891
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 133,500
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の償還による収入	1,975,500
有価証券の取得による支出	△ 1,433,000
有形固定資産の取得による支出	△ 701
無形固定資産の取得による支出	△ 1,532
投資活動によるキャッシュ・フロー	540,266
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
国庫納付による支出	△ 50,000
公営競技納付金による収入	19,589
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,410
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-
V 現金及び現金同等物の増加額	376,355
VI 現金及び現金同等物の期首残高	497,337
VII 現金及び現金同等物の期末残高	873,692

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	41年～47年	その他	2年～20年
----	---------	-----	--------

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

### 4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### 7. 収益の計上基準

当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

#### [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

#### [3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

### (3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

## 9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

## 10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第46条第1項の規定に基づき「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

## 11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

14. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

法附則第14条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和6年度においては、「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和6年総務省・財務省令第2号）による改正後の「令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和2年総務省・財務省令第1号）に基づき、2,300億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

## 注記事項等

### 【重要な会計上の見積りに関する注記】

#### 1. 貸倒引当金

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

—

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・【貸借対照表に関する注記】2. 貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
  - ・【金融商品に関する注記】1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

### 【貸借対照表に関する注記】

#### 1. 有形固定資産の減価償却累計額

1,132 百万円

#### 2. 貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

#### 3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,949,328百万円の一般担保に供しております。

#### 4. 特別法上の準備金等

##### (1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

##### (2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

### (3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

#### 【損益計算書に関する注記】

##### 1. 当期純利益の勘定別内訳

一般勘定 36,292 百万円

管理勘定 - 百万円

##### 2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

令和5年度においては「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和5年総務省・財務省令第3号)による改正後の「令和5年度及び令和6年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和2年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金500億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

#### 【収益認識基準に関する注記】

当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

##### 役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### 【金融商品に関する注記】

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委

員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### [1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

##### ①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、パーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

##### ②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

#### [2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

## ①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

### a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする令和 5 年度から令和 7 年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々の金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・地方交付税の総額確保のため、令和 6 年度に 2,000 億円
- ・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円

### b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

## ②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有

とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

### ③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は24,436百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は24,747百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、令和6年3月31日現在の金利が10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は5,170百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は5,211百万円増加するものと考えられます。

### [3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,074,004	22,709,260	△364,744
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	204,500	204,500	—
(3) 現金預け金	873,692	873,692	—
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—
資産計	24,152,197	23,787,453	△364,744
(1) 債券	18,949,328	18,547,846	△401,482
(2) 借入金	530,300	526,817	△3,482
(3) 金融商品等受入担保金	413,091	413,091	—
負債計	19,892,719	19,487,754	△404,964
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

### (注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### (1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「【有価証券に関する注記】」に記載しております。

#### (2) デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,898,042	1,554,715	※3	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	24,100	—	※3	
合計			1,942,142	1,574,715		

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,785,747	1,756,567	1,709,512	1,643,920	1,572,957	6,390,024	6,477,781	1,681,323	56,169
有価証券 満期保有目的 のもの	204,500	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	873,692	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,012,996	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,455,107	5,397,400	4,279,144	369,000	111,000
借入金	83,400	88,000	104,500	140,000	97,800	13,000	3,600	—	—

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1) 貸付金	-	-	22,709,260	22,709,260
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	-	204,500	-	204,500
(3) 現金預け金	-	873,692	-	873,692
(4) 金融商品等差入担保金	-	-	-	-
資産計	-	1,078,192	22,709,260	23,787,453
(1) 債券	-	18,547,846	-	18,547,846
(2) 借入金	-	526,817	-	526,817
(3) 金融商品等受入担保金	-	413,091	-	413,091
負債計	-	19,487,754	-	19,487,754
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-	-

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、令和6年3月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報該当なし

【有価証券に関する注記】

満期保有目的の債券で時価のあるもの（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	204,500	204,500	—
	小計	204,500	204,500	—
合計		204,500	204,500	—

（注）譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

【デリバティブ取引に関する注記】

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

（1）ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ  
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ  
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約  
ヘッジ対象・・・外貨預金

### (3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

## 3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

## 4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

## 【退職給付に関する注記】

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

### 2. 確定給付型の制度

#### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	74 百万円
退職給付費用	△20 百万円
退職給付の支払額	0 百万円
制度への拠出額	<u>8 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>45 百万円</u>

#### (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	215 百万円
年金資産	<u>△236 百万円</u>
	△21 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>67 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>45 百万円</u>
退職給付引当金	<u>45 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>45 百万円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	△20 百万円
----------------	---------

（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,639,348	3,434,656		23,074,004
有価証券	204,500			204,500
現金預け金	873,692			873,692
その他資産	3,580	1,964		5,545
有形固定資産	2,933			2,933
無形固定資産	3,447			3,447
一般勘定貸		436,101	△ 436,101	
資産の部合計	20,727,501	3,872,722	△ 436,101	24,164,123
負債の部				
債券	15,849,018	3,100,309		18,949,328
借入金	530,300			530,300
金融商品等受入担保金	413,091			413,091
その他負債	4,276	2,530		6,807
賞与引当金	60			60
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	45			45
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	926,499			926,499
基本地方公共団体健全化基金	926,499			926,499
管理勘定借	436,101		△ 436,101	
特別法上の準備金等	2,200,000	712,073		2,912,073
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		708,654		708,654
利差補てん積立金		3,419		3,419
負債の部合計	20,359,419	3,814,913	△ 436,101	23,738,231
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	370,406			370,406
一般勘定積立金	370,406			370,406
評価・換算差額等	△ 18,926			△ 18,926
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	368,082	57,808		425,891
負債及び純資産の部合計	20,727,501	3,872,722	△ 436,101	24,164,123

## （注） 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

## 2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

## 3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

## 勘定別情報（損益計算書関係）

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	133,471	79,689	△ 4,042	209,118
資金運用収益	116,013	75,934		191,948
役務取引等収益	66			66
その他業務収益	99			99
その他経常収益	17,003			17,003
地方公共団体健全化基金受入額	16,964			16,964
その他の経常収益	39			39
管理勘定事務受託費	287		△ 287	
一般勘定貸受取利息		4	△ 4	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,750	△ 3,750	
経常費用	97,179	25,139	△ 4,042	118,277
資金調達費用	86,192	24,782		110,974
役務取引等費用	211	63		275
その他業務費用	2,712			2,712
営業経費	4,308	6		4,314
その他経常費用	0			0
管理勘定借支払利息	4		△ 4	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,750		△ 3,750	
一般勘定事務委託費		287	△ 287	
経常利益	36,292	54,549	-	90,841
特別利益	-	52,538	-	52,538
公庫債権金利変動準備金取崩額		50,000		50,000
利差補てん積立金取崩額		2,538		2,538
特別損失	-	107,088	-	107,088
公庫債権金利変動準備金繰入額		57,088		57,088
国庫納付金		50,000		50,000
当期純利益	36,292	-	-	36,292

附属明細書

1. 有形固定資産等明細書

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,010	1	-	1,012	514	19	498
土地	1,332	-	-	1,332	-	-	1,332
その他の有形固定資産	1,452	275	6	1,721	618	120	1,103
有形固定資産計	3,795	276	6	4,065	1,132	139	2,933
無形固定資産							
ソフトウェア	2,075	89	339	1,825	1,064	406	760
その他の無形固定資産	1,153	1,547	14	2,686	-	-	2,686
無形固定資産計	3,229	1,636	353	4,511	1,064	406	3,447

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

(単位：百万円)

銘柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債(国内債) 第47回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成25年4月22日 ～令和2年1月21日	2,815,000	2,135,000 (430,000)	0.001 ～0.911	10年
政府保証債(国内債) 8年第4回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成27年7月30日 ～平成29年2月24日	220,019	120,005 (120,005)	0.001 ～0.311	8年
政府保証債(国内債) 4年第11回～第13回地方公共団体金融機構債券	令和2年8月28日 ～令和3年8月26日	220,262	220,136 (60,008)	0.001	4年
非政府保証公募債 5年第23回～第34回地方公共団体金融機構債券	平成30年4月19日 ～令和5年12月21日	137,000	149,000 (20,000)	0.001 ～0.453	5年
非政府保証公募債 第47回～第178回地方公共団体金融機構債券	平成25年4月18日 ～令和6年3月22日	3,200,000	3,128,000 (355,000)	0.049 ～0.972	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第110回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和6年1月26日	2,020,000	2,160,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第18回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和5年10月20日	200,000	233,000	0.446 ～1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年

非政府保証公募債 F2～6、8～11、13～14、16、28、37、42～43、45～47、49、51～52、54～56、59～68、71～73、75～80、82～85、87～90、92～93、95～98、101～109、112、115～125、127～134、136～139、142～143、145～152、156～164、166～169、172～174、176～179、181～185、188～198、200～210、213～217、219～222、224～243、245～250、252～256、258～270、272～276、278～288、290～298、301～310、318～319、330～333、338～345、348～354、356～360、367～369、374～379、384～389、391～398、400、403～418、420～530、532～564、566～784回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和6年3月27日	3,402,175	3,367,804 (302,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F211、F244回地方公共団体金融機構債券(変動利付)	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債(外債) 第43～44、47～48、54、58、63～64、66～98、100～105回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和6年1月23日	1,999,004	1,891,998 [10,279百万米ドル] [1,620百万豪ドル] [4,380百万ユーロ] (343,263)	0.010 ～5.125	3年 ～15年
非政府保証債(外債) 第99回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	3,730	3,730 [25百万米ドル]	変動	5年
縁故債 A号第39回～第170回地方公共団体金融機構債券	平成25年4月18日 ～令和6年3月22日	1,960,000	1,810,000 (300,000)	0.069 ～1.002	10年
縁故債 B号第1回～第101回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和6年3月22日	641,500	745,500	0.069 ～1.002	10年
縁故債 C号第1回～第101回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和6年3月22日	845,500	975,000	0.190 ～1.596	20年
縁故債 D号第1回～第96回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和6年3月22日	1,040,000	1,190,000	0.190 ～1.596	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,814,191	18,239,175	-	-
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,982	84,985	2.07 ～2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,982	84,985	-	-
非政府保証公募債 20年第4回～第25回公営企業債券	平成15年11月7日 ～平成20年6月16日	519,932	419,953 (79,997)	2.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,927	189,933	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	17,450	15,280 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	-	727,310	625,167	-	-
合計	-	19,626,484	18,949,328	-	-

- (注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,949,328百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債（外債）第43～44、47～48、54、58、63～64、66～98、100～105回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,012,996	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,455,107

### 3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	86,200	83,400	0.045	令和6年4月4日～ 令和7年3月17日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	440,300	446,900	0.237	令和7年9月3日～ 令和22年3月16日
合計	526,500	530,300	-	-

- (注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	83,400	88,000	104,500	140,000	97,800

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			(目的使用)	(その他)	
賞与引当金	54	60	54	-	60
役員賞与引当金	8	10	8	-	10
役員退職慰労引当金	15	7	-	7	15

(注) 「役員退職慰労引当金」の「当期減少額(その他)」は、当事業年度末までに発生していると認められる額の減少により取り崩した額です。

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	701,566	57,088	-	50,000	-	708,654
合 計	2,901,566	57,088	-	50,000	-	2,908,654

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	923,873	19,589	-	16,964	-	926,499
合 計	923,873	19,589	-	16,964	-	926,499

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

令和5年度

地方公共団体金融機構  
決算報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

地方公共団体金融機構

令和5年度 決算報告書

貸借対照表（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	23,043,460	23,074,004	30,544	
有価証券及び現金預け金	858,908	1,078,192	219,284	
金融商品等差入担保金	3,090	-	△ 3,090	
その他の資産	5,319	5,545	226	
有形固定資産及び無形固定資産	7,188	6,380	△ 807	
資 産 合 計	23,917,964	24,164,123	246,159	
債 券	19,057,913	18,949,328	△ 108,584	
借 入 金	510,300	530,300	20,000	
金融商品等受入担保金	183,617	413,091	229,474	
その他の負債	4,372	6,807	2,435	
賞与引当金	-	60	60	
役員賞与引当金	-	10	10	
退職給付引当金	-	45	45	
役員退職慰労引当金	-	15	15	
地方公共団体健全化基金	923,974	926,499	2,525	
基本地方公共団体健全化基金	923,974	926,499	2,525	
特別法上の準備金等	2,811,925	2,912,073	100,148	
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	-	
公庫債権金利変動準備金	608,507	708,654	100,147	
利差補てん積立金	3,418	3,419	1	
負 債 合 計	23,492,100	23,738,231	246,131	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	0	
利益剰余金	362,145	370,406	8,261	
一般勘定積立金	362,145	370,406	8,261	
評価・換算差額等	△ 10,692	△ 18,926	△ 8,234	
管理勘定利益積立金	57,809	57,808	△ 0	
純 資 産 合 計	425,864	425,891	27	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,917,964	24,164,123	246,159	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 貸付金は、貸付額が予定を上回ったことによる増
- (2) 有価証券及び現金預け金は、金融商品等受入担保金が予定を上回ったことによる増
- (3) 金融商品等差入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減
- (4) 債券は、債券発行額が予定を下回ったことによる減
- (5) 借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増
- (6) 金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
- (7) その他負債は、未払金が予定を上回ったことによる増
- (8) 基本地方公共団体健全化基金は、公営競技納付金が想定を上回ったこと等による増
- (9) 公庫債権金利変動準備金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による増
- (10) 一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増
- (11) 評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

令和5年度 決算報告書

損益計算書（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	202,611	209,118	6,507	
資 金 運 用 収 益	191,635	191,948	313	
貸 付 金 利 息	191,561	189,523	△ 2,037	
有価証券利息及び預け金利息	0	150	150	
金利スワップ受入利息	-	2,140	2,140	
その他の受入利息	74	134	60	
役 務 取 引 等 収 益	66	66	0	
そ の 他 業 務 収 益	-	99	99	
そ の 他 経 常 収 益	10,910	17,003	6,093	
地方公共団体健全化基金受入額	10,900	16,964	6,064	
そ の 他 の 経 常 収 益	10	39	29	
経 常 費 用	119,231	118,277	△ 953	
資 金 調 達 費 用	110,270	110,974	704	
債 券 利 息	109,315	109,886	571	
借 入 金 利 息	955	1,002	47	
金利スワップ支払利息	-	85	85	
役 務 取 引 等 費 用	260	275	15	
そ の 他 業 務 費 用	2,495	2,712	217	
営 業 経 費	6,206	4,314	△ 1,891	
人 件 費	1,010	934	△ 75	
業 務 費	3,243	2,173	△ 1,069	
そ の 他 の 営 業 経 費	1,953	1,206	△ 746	
そ の 他 経 常 費 用	-	0	0	
経 常 利 益	83,380	90,841	7,461	
特 別 利 益	152,552	52,538	△ 100,013	
公庫債権金利変動準備金取崩額	150,012	50,000	△ 100,012	
利差補てん積立金取崩額	2,540	2,538	△ 1	
特 別 損 失	207,065	107,088	△ 99,976	
金利変動準備金繰入額	-	-	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	57,052	57,088	36	
国 庫 納 付 金	150,012	50,000	△ 100,012	
当 期 純 利 益	28,867	36,292	7,425	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

(1) 貸付金利息は、金利が想定を下回ったこと等による減

(2) 金利スワップ受入利息は、予算では計上していなかったことによる増

(3) 地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増

(4) 業務費は、雑役務費とシステム維持費が想定を下回ったことによる減

(5) 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による減

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和6年5月28日

地方公共団体金融機構

理事長 佐藤 文俊 殿

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊澤 賢司  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋本 宜幸  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、会計監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>機構は、【金融商品に関する注記】に記載のとおり、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）をヘッジするために活用している金利スワップに対してヘッジ会計を適用している。</p> <p>ヘッジ会計の適用に当たっては、【デリバティブ取引に関する注記】に記載のとおり、資金調達方法である債券及び長期借入金をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段として繰延ヘッジ処理を採用するとともに、ヘッジ有効性評価にあたっては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなし、有効性の判定に代えている。また、将来の債券発行をヘッジ対象として金利スワップ取引を行う場合には、当該債券発行が予定取引に該当するか否かを判断しヘッジ会計を適用している。</p> <p>当事業年度において、貸借対照表の評価・換算差額等に繰延ヘッジ損益として△18,926百万円が計上されている。</p> <p>資金調達方法の多様化やリスク管理手法の高度化に伴い、金利リスク等に対処するためのデリバティブ取引も複雑になることが想定されるとともに、金利スワップにおける想定元本は、資金調達額（1件当たり数十億円から数百億円程度）と同額であり、取引規模と頻度を踏まえると、締結したデリバティブ取引が結果としてヘッジ会計の要件を満たしていなかった場合、デリバティブ取引の原則的な会計処理を行うこととなり、損益に対して大きな影響を与える可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用が、当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、機構のデリバティブ取引がヘッジ会計の適用要件を満たしていること等を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) <u>内部統制の整備・運用状況の評価</u>  デリバティブ取引の締結及びヘッジ会計の適用に係る内部統制の整備・運用状況の評価した。</p> <p>(2) <u>デリバティブ取引が漏れなく正確に把握されていることの検討</u>  機構が契約する全てのデリバティブ取引がデリバティブ取引の管理表に記録されていることを検討するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期首にデリバティブ取引を締結する可能性がある相手先を決定した決裁文書の閲覧及び当該文書に記載された全ての相手先からの当事業年度末におけるデリバティブ取引の残高確認状の入手</li> <li>・ 入手した残高確認状にデリバティブ取引の管理表に記録されている取引以外の取引が記載されていないことの検討</li> <li>・ 機構が決定した相手先以外の金融機関から入手した残高確認状にデリバティブ取引が記載されていないことの検討</li> </ul> <p>(3) <u>機構によるヘッジ有効性評価の検討</u>  機構が、繰延ヘッジ処理を採用している債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っていることを検討するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デリバティブ取引の管理表に記録された全ての金利スワップの想定元本及び契約期間が、ヘッジ対象たる債券及び長期借入金の元本金額及び償還期間（又は満期）と一致していることの検討</li> <li>・ 金利スワップの利息の受払条件が、債券及び長期借入金の固定利息を実質的に変動利息に変換するものとなっていることの検討</li> <li>・ 予定取引をヘッジ対象としている場合、金利スワップの利息の受払条件が、変動利息を固定利息に実質的に変換するも</li> </ul>

	<p>のとなっていることの検討</p> <p>(4) <u>機構による予定取引の実行可能性等の評価の検討</u></p> <p>ヘッジ対象となる将来の債券発行が、契約は成立していないが、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その実行される可能性が極めて高い予定取引であるという機構の判断の妥当性を評価するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構の過去の債券発行実績と貸付及び資金調達計画を閲覧、及び資金調達部署の担当者への質問</li> <li>・ ヘッジ対象となる将来の債券発行予定額が過去の一定期間の平均発行高の範囲内であり、かつ貸付からヘッジ対象となる将来の債券発行までの期間がおおむね1年未満であることの検討</li> </ul> <p>(5) <u>ヘッジ会計の中止に係る会計処理の検討</u></p> <p>金利スワップについて、ヘッジ会計を中止した場合、解約時点の清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられ、ヘッジ対象の金利の調整として償却されていることを検討するために、以下を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解約することを相手先と合意した証憑の閲覧による、金利スワップが解約されていることと、解約時点の清算損益の検討</li> <li>・ 当該清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられていることの検討</li> <li>・ 繰延ヘッジ損益の償却金額の再計算による、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり純損益に配分されていることの検討</li> </ul>
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

会計監査人は、監事と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、会計監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <決算報告書監査>

##### 監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第36条第1項及び第2項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

##### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算報告書に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算報告書監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算報告書又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

##### 決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

#### 決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記1に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和6年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和6年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、機構の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、法第36条第3項に基づく説明書類の「機構の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

地方公共団体金融機構  
理事長 佐藤文俊 様

## 令和5年度の財務諸表及び決算報告書に係る監査報告書

私たち監事は、地方公共団体金融機構法第18条第4項の規定に基づき、地方公共団体金融機構の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細書をいう。以下同じ。）及び決算報告書について、監査を実施したところであり、その結果について次のとおり報告する。

### 1 監査の方法及び内容

監査計画に従って、幹部会議その他重要な会議に出席するほか、機構の事業計画の実施状況等業務運営全般について関係者から報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧するほか、今般、決算担当部署から令和5年度の財務諸表及び決算報告書について報告を受け、必要な説明を求めた。

また、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とのコミュニケーションを図り、当該会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、当該会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要な説明を求めた。

### 2 監査の結果

- (1) 令和5年度の財務諸表及び決算報告書は適正なものと認める。
- (2) 会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和6年5月28日

地方公共団体金融機構

監 事 瀬 脇 一

監 事 大 森 正 明

---

令和5年度

地方公共団体金融機構事業の概況

地方公共団体金融機構

資料  
1

# 令和5年度事業の概況

※ 億円未満単位切捨て

## 貸付

	計 画	実 績
貸付金	1兆5,400億円	<b>1兆5,778億円</b> (+378億円)
貸付回収金	1兆7,855億円	<b>1兆8,040億円</b> (+184億円)
貸付金残高	(令和4年度末) 23兆3,002億円	(令和5年度末) ※ 前年度末対比 <b>23兆740億円</b> (▲2,261億円)

## 資金調達

	計 画	実 績
債券発行等	1兆8,300億円	<b>1兆7,478億円</b> (▲822億円)
機構債(公募債)	1兆1,415億円	1兆1,243億円 (▲172億円)
〃(地共連等引受け)	5,335億円	5,335億円 ( - )
長期借入	750億円	900億円 (+150億円)
政府保証債	800億円	0億円 (▲800億円)
償還金等	2兆4,221億円	<b>2兆4,221億円</b> ( - )
債券発行等残高	(令和4年度末) 20兆1,529億円	(令和5年度末) ※ 前年度末対比 <b>19兆4,796億円</b> (▲6,733億円)

注1 資金調達のうち「債券発行等」及び「償還金等」は、発行価額ベース。

注2 令和5年度機構予算総則第1項に定める地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は2兆2,675億円。

# 令和5年度事業別貸付実績

## (1) 一般会計債等

区分	単位：百万円			単位：百万円		
	令和5年度 貸付計画額 (A)	令和5年度 貸付実績額 (B)	(実績) - (計画) (B) - (A)	令和5年度末 貸付残高 (C)	令和4年度末 貸付残高 (D)	増減額 (C) - (D)
一般会計債						
公共事業等	39,300	40,167	867	518,159	519,483	▲ 1,325
公営住宅事業	12,200	10,173	▲ 2,027	184,248	195,513	▲ 11,266
全国防災事業		0	0	90,526	102,038	▲ 11,513
学校教育施設等整備事業	23,900	17,523	▲ 6,377	107,064	97,044	10,020
社会福祉施設整備事業	8,900	9,824	924	111,380	110,706	675
一般廃棄物処理事業	11,200	6,431	▲ 4,769	57,581	56,319	1,262
一般事業	6,100	8,334	2,234	82,687	80,654	2,033
臨時河川等整備事業	0	0	0	6,137	9,434	▲ 3,297
臨時高等学校整備事業	0	0	0	3,270	5,220	▲ 1,950
臨時地方道整備事業	0	0	0	170,250	260,923	▲ 90,673
地域活性化事業	9,900	12,259	2,359	95,293	90,178	5,114
防災対策事業	10,000	9,555	▲ 445	166,240	169,666	▲ 3,426
地方道路等整備事業	25,600	27,261	1,661	444,502	460,490	▲ 15,989
合併特例事業	82,500	86,466	3,966	1,080,914	1,085,652	▲ 4,738
緊急防災・減災事業	120,400	132,076	11,676	864,707	835,973	28,733
公共施設最適化事業	0	0	0	16,885	18,202	▲ 1,317
公共施設等適正管理推進事業	168,500	205,309	36,809	583,341	394,437	188,904
緊急自然災害防止対策事業	102,500	110,163	7,663	381,637	277,428	104,209
脱炭素化推進事業	1,700	1,066	▲ 634	1,066	0	1,066
辺地対策事業	1,800	2,053	253	2,118	65	2,053
過疎対策事業	67,600	77,638	10,038	233,978	162,893	71,085
一般補助施設整備等事業	0	202	202	5,744	5,825	▲ 81
小計	692,100	756,499	64,399	5,207,726	4,938,144	269,582
臨時財政対策債	172,500	173,222	722	5,770,461	5,962,785	▲ 192,324
減収補填債	0	0	0	519,333	522,968	▲ 3,635
合計	864,600	929,720	65,120	11,497,520	11,423,897	73,623

## (2) 公営企業債等

区分	単位：百万円			単位：百万円		
	令和5年度 貸付計画額 (A)	令和5年度 貸付実績額 (B)	(実績) - (計画) (B) - (A)	令和5年度末 貸付残高 (C)	令和4年度末 貸付残高 (D)	増減額 (C) - (D)
公営企業債						
水道事業（上水道）	184,100	169,020	▲ 15,080	2,681,689	2,746,372	▲ 64,683
（簡易水道）	7,000	9,702	2,702	219,371	223,486	▲ 4,116
交通事業（一般交通）	1,700	2,688	988	16,455	14,848	1,607
（都市高速交通）	27,500	20,551	▲ 6,949	659,372	697,961	▲ 38,588
病院事業	104,400	104,489	89	1,168,179	1,152,301	15,878
下水道事業	323,700	311,130	▲ 12,570	6,436,491	6,640,851	▲ 204,361
工業用水道事業	7,400	5,797	▲ 1,603	140,738	147,886	▲ 7,148
電気事業	5,800	7,262	1,462	50,203	47,967	2,236
ガス事業	1,100	463	▲ 637	17,164	18,065	▲ 901
港湾整備事業	2,500	2,699	199	34,626	35,218	▲ 593
介護サービス事業	2,000	5,235	3,235	21,025	17,777	3,249
市場事業	7,100	7,670	570	108,687	107,012	1,674
と畜場事業	100	182	82	5,808	6,397	▲ 589
観光施設事業	700	1,024	324	4,748	4,232	517
駐車場事業	300	179	▲ 121	7,705	8,800	▲ 1,094
産業廃棄物処理事業	0	0	0	13	46	▲ 33
小計	675,400	648,089	▲ 27,311	11,572,273	11,869,219	▲ 296,946
公社貸付	0	0	0	4,212	7,085	▲ 2,873
被災施設借換債	0	0	0	0	0	0
合計	675,400	648,089	▲ 27,311	11,576,485	11,876,304	▲ 299,819
総計	1,540,000	1,577,810	37,810	23,074,004	23,300,200	▲ 226,196

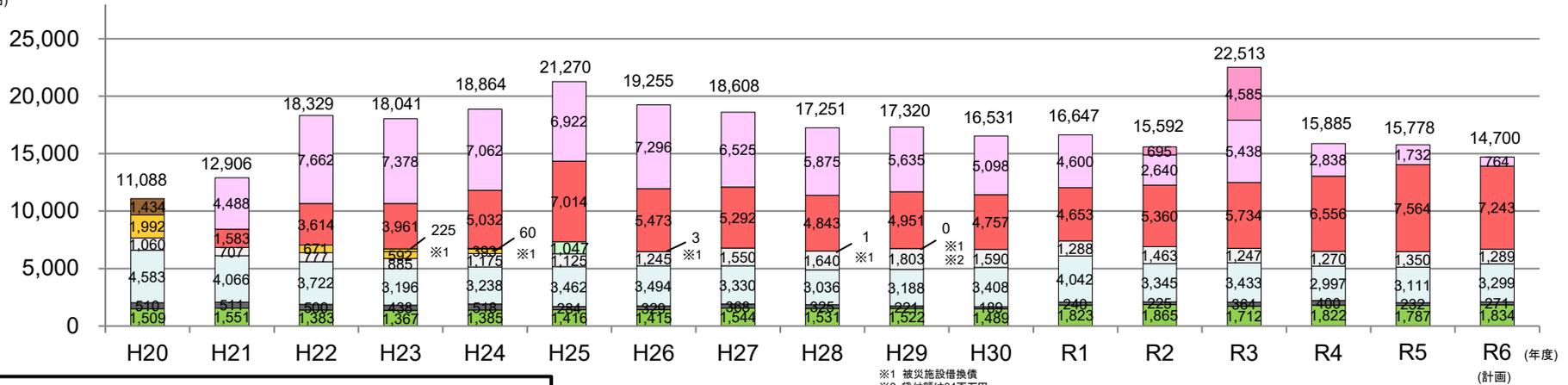
※ 単位未満四捨五入のため、事業ごとの合計と小計、合計、総計が一致しないことがある。

# 貸付額の推移

全体

■水道 ■交通 □下水道 □その他(公営企業債) ■公営企業借換債 ■被災施設借換債 □特定被災地方公共団体借換債 ■旧臨時3事業 ■一般会計債 ■臨時財政対策債 ■減収補填債

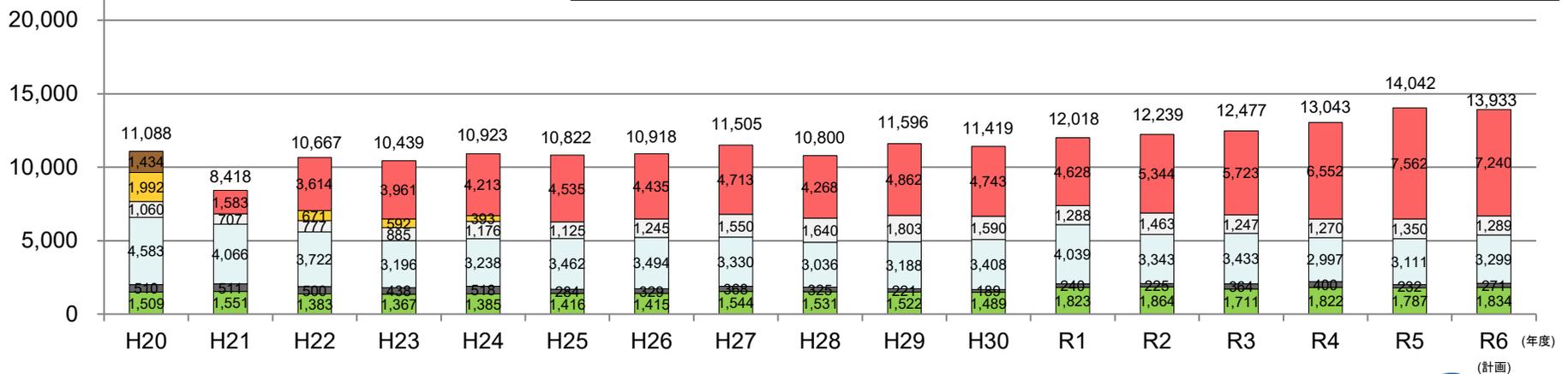
(億円)



通常収支分(臨時財政対策債、減収補填債除き)

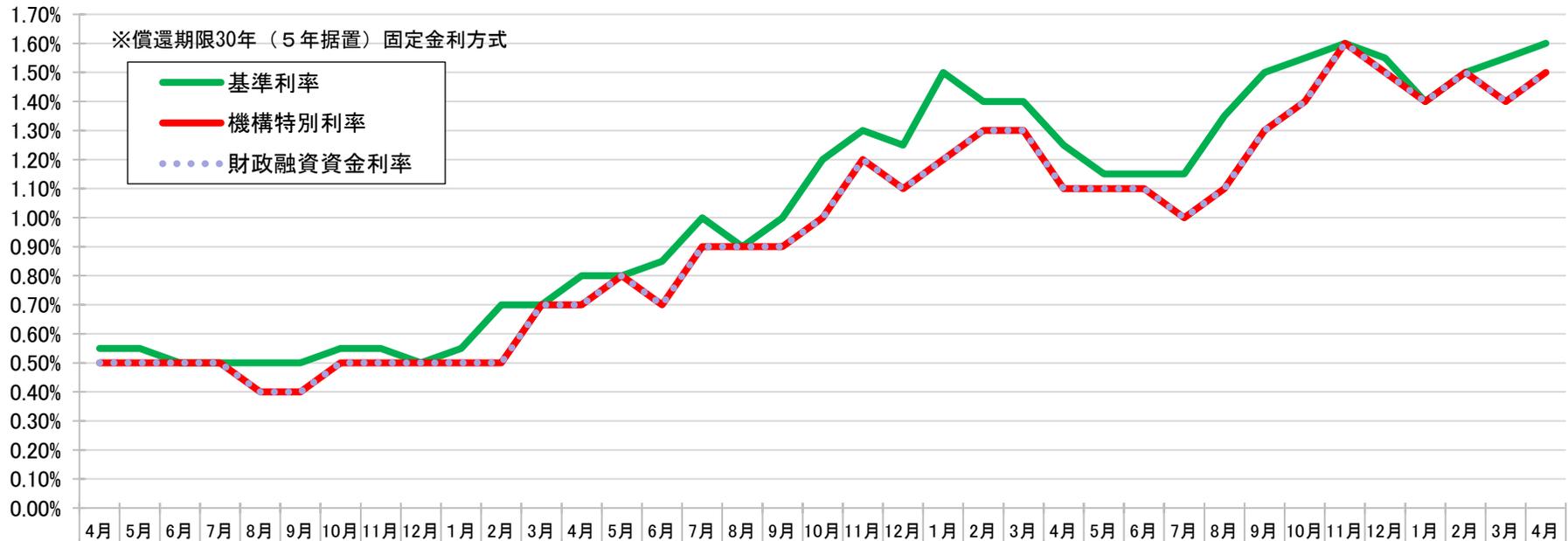
■水道 ■交通 □下水道 □その他(公営企業債) ■公営企業借換債 ■旧臨時3事業 ■一般会計債

(億円)



# 貸付利率の推移

- 公営競技納付金を活用した利下げにより、低利での貸付を実施。
- 機構特別利率は同時期の財政融資資金と同水準。  
(機構の算定利率が財政融資資金を下回った場合、財政融資資金利率が下限となる。)



償還年限30年(5年据置) 固定金利の場合	R3年度												R4年度												R5年度												R6年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
機構資金利率改定日	4/21~	5/24~	6/28~	7/28~	8/25~	9/17~	10/27~	11/24~	12/22~	1/26~	2/22~	3/18~	4/26~	5/25~	6/28~	7/27~	8/24~	9/16~	10/26~	11/22~	12/21~	1/27~	2/24~	3/17~	4/26~	5/24~	6/28~	7/26~	8/23~	9/19~	10/25~	11/28~	12/26~	1/26~	2/22~	3/19~	4/24~
基準利率	0.550%	0.550%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.550%	0.550%	0.500%	0.550%	0.700%	0.700%	0.800%	0.800%	0.850%	1.000%	0.900%	1.000%	1.200%	1.300%	1.250%	1.500%	1.400%	1.400%	1.250%	1.150%	1.150%	1.350%	1.500%	1.550%	1.600%	1.550%	1.400%	1.500%	1.550%	1.600%	
機構特別利率 ①	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%	0.800%	0.700%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.200%	1.100%	1.200%	1.300%	1.300%	1.100%	1.100%	1.100%	1.000%	1.100%	1.400%	1.600%	1.500%	1.400%	1.500%	1.400%	1.500%	
財政融資資金利率 ②	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.400%	0.400%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.500%	0.700%	0.700%	0.800%	0.700%	0.900%	0.900%	0.900%	1.000%	1.200%	1.100%	1.200%	1.300%	1.300%	1.100%	1.100%	1.000%	1.100%	1.300%	1.400%	1.600%	1.500%	1.400%	1.500%	1.400%	1.500%	
利差 ②-①	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	

# 令和5年度資金調達実績

## 1 地方金融機構債（政府保証のない債券）

### （1）公募債

債券の種類	R5計画額	R5実績額	R4実績額	実績増減額
国内債	6,400億円	7,970億円	8,650億円	▲680億円
10年債	2,700億円	3,430億円	3,100億円	330億円
20年債	1,100億円	1,400億円	1,300億円	100億円
5年債	200億円	320億円	320億円	--
30年債	200億円	330億円	200億円	130億円
FLIP債	2,200億円	2,490億円	3,730億円	▲1,240億円
国外債	3,000億円	3,273億円	2,703億円	570億円
フレックス枠	2,015億円	--	--	--
計	11,415億円	11,243億円	11,353億円	▲110億円

※実績額には、各種債券の額にフレックス枠充当分を含めて計上。  
※単位未満切り捨て

### （2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	R5計画額	R5実績額	R4実績額	実績増減額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円	3,000億円	--
10年債	1,500億円	1,500億円	1,500億円	--
20年債	1,500億円	1,500億円	1,500億円	--
地共済引受債	2,335億円	2,335億円	2,300億円	35億円
10年債	1,040億円	1,040億円	1,000億円	40億円
20年債	1,295億円	1,295億円	1,300億円	▲5億円
計	5,335億円	5,335億円	5,300億円	35億円

※地方公務員共済組合連合会等とは、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会のことを指す。

## 2 長期借入

R5計画額	R5実績額	R4実績額	実績増減額
750億円	900億円	1,270億円	▲370億円

## 3 政府保証債

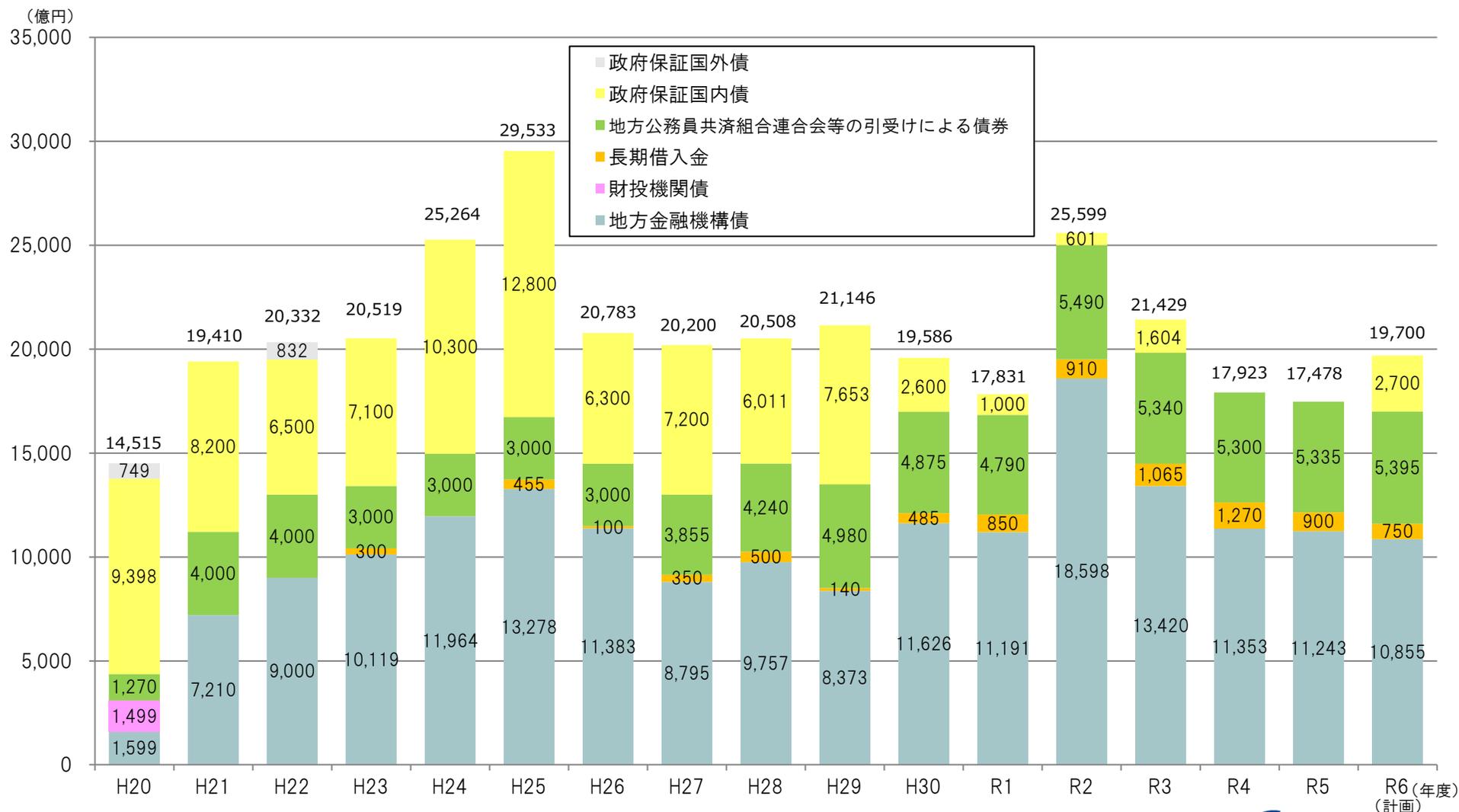
債券の種類	R5計画額	R5実績額	R4実績額	実績増減額
4年債	800億円	--	--	--

※単位未満切り捨て

## 4 合計

合計	R5計画額	R5実績額	R4実績額	実績増減額
	18,300億円	17,478億円	17,923億円	▲445億円
政府保証債除く	17,500億円	17,478億円	17,923億円	▲445億円

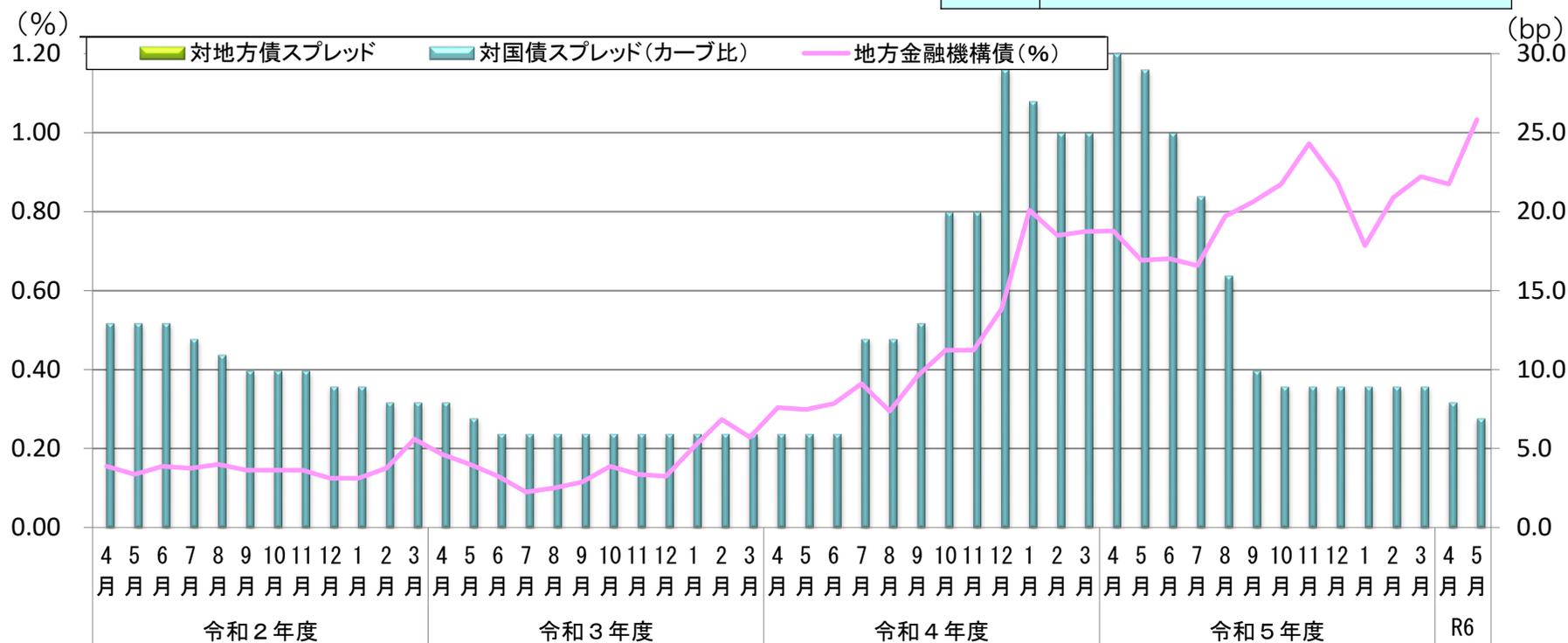
# 資金調達額の推移



# 地方金融機構債(10年債)のスプレッド推移

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 SP(bp)	対地方債 SP(bp)
第178回	令和6年3月12日	210	0.889	9.0	0.0
第179回	令和6年4月9日	350	0.870	8.0	0.0
第180回	令和6年5月14日	300	1.033	7.0	0.0

令和6年度 10年債引受体制(五十音順)	
シ団①	SMBC日興証券、大和証券、野村証券、みずほ証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券
シ団②	岡三証券、しんきん証券、東海東京証券
シ団③	ゴールドマン・サックス証券、パークレイズ証券、BNPパリバ証券、BofA証券



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比(bp)は機構が独自に算出した理論値。  
令和元年8月より地方債フラットを維持。

# 地方金融機構債(5・20・30年債)のスプレッド推移

## 5年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第32回	令和4年12月8日	190	0.249	12.0	0.0
第33回	令和5年6月8日	150	0.230	13.0	0.0
第34回	令和5年12月12日	170	0.453	10.0	0.0

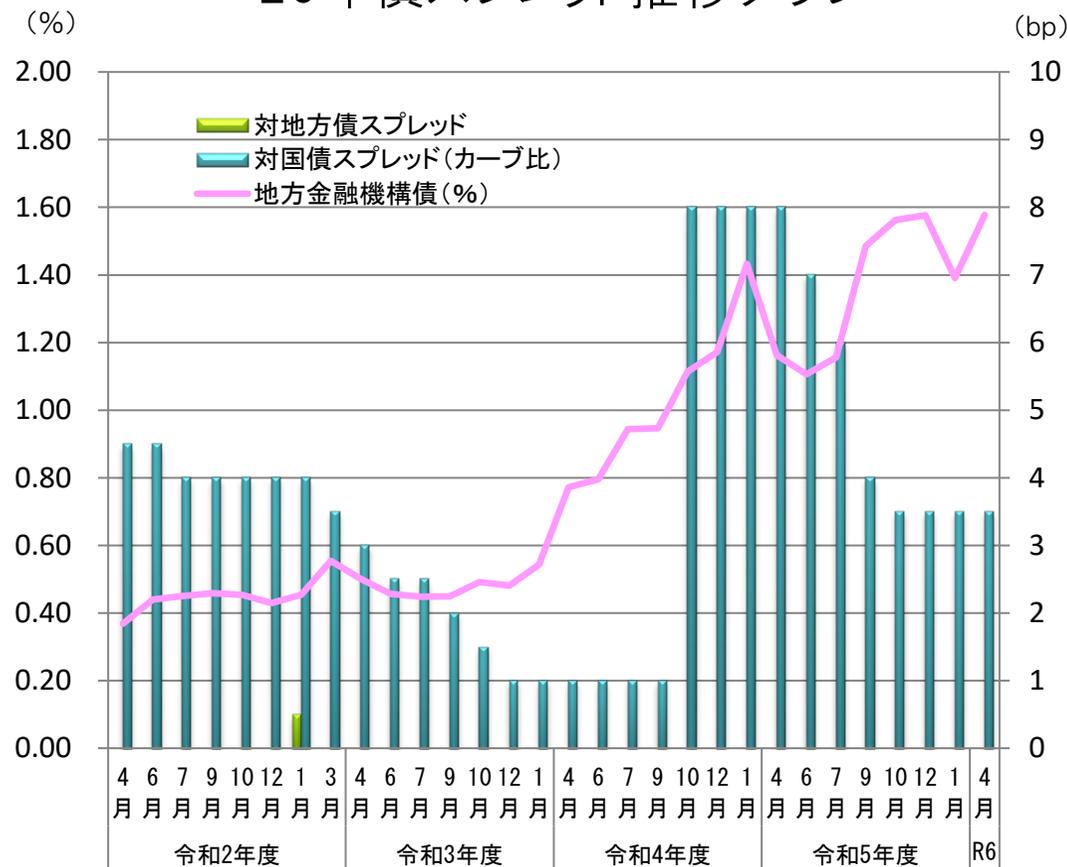
## 20年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第109回	令和5年12月12日	170	1.576	3.5	0.0
第110回	令和6年1月17日	110	1.391	3.5	0.0
第111回	令和6年4月9日	150	1.577	3.5	0.0

## 30年債

回号	条件決定日	発行額 (億円)	利率 (%)	対国債 S P (bp)	対地方債 S P (bp)
第17回	令和5年5月12日	210	1.332	10.0	0.0
第18回	令和5年10月11日	120	1.841	10.0	0.0
第19回	令和6年4月9日	200	1.930	10.0	0.0

## 20年債スプレッド推移グラフ



(注) 対国債SPはカーブ比(bp)での表記。カーブ比は機構が独自に算出した理論値。

# 令和5年度地方支援業務の実績(1)

地方公共団体が抱える様々な財政課題に係る質の高い調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」、及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

事業		内容
調査研究	JFM・GRIPS連携プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育事業：国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）春学期「地方財政特論」において全13回の講義を実施</li> <li>○調査研究事業：「新時代における地域に貢献するひとづくり」をテーマに調査研究会を5回実施。ドイツ、アメリカ、スウェーデンの海外調査を実施。7月、1月、3月にフォーラムを開催し、成果を発信</li> </ul>
	地域金融に関する調査研究	○地域金融に関する調査研究 ○地方公共団体の指定金融機関等との取引に関する実態調査
	地方財政等に関する調査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総務省との共同研究 令和4年度に引き続き、「活力ある公立大学のあり方に関する研究会」を4回実施し、12月に報告書を取りまとめ、ホームページで公開</li> <li>「地方財政に関するシステムのあり方検討のための調査研究」を実施</li> </ul>
	諸外国の地方行財政制度等に関する調査研究	○諸外国の地方行財政制度やその運用、地方自治制度等の最新の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）と連携し、共同で調査研究を実施
	財政状況ヒアリング	○地方公共団体の財政運営上のニーズや課題に関するヒアリング調査を実施 【実績】73団体
	研究助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体の先進事例に関する調査研究へ助成を実施</li> <li>○地方財政等に関する研究者に対する助成を実施</li> </ul>
情報発信	先進事例検索システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方公共団体の財政運営や地方公営企業における広域化・民間活用の事例等地方公共団体の関心の高い取組事例等を掲載した『先進事例検索システム』を機構ホームページにおいて提供</li> </ul> <p>【実績】掲載事例：2,327件（専門機関と連携を図りながら先進事例を705件追加）</p> <p>1か月当たりアクセス数：1,632件（年間計19,588件）</p>
	財政分析チャート「New Octagon」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村の財政状況を簡易に分析できる財政分析チャート「New Octagon」を提供</li> </ul> <p>【実績】1か月当たりアクセス数：1,478件（年間17,735件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○活用方法に関するeラーニングコンテンツを開発</li> </ul>
	その他の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方支援業務の取組や成果をホームページや広報媒体により発信</li> <li>○地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約した「情報プラットフォーム」のページをホームページで公開</li> <li>○各種研修会で使用したテキスト、金融データ及び経済指標データ等をホームページで公開し、広く提供</li> </ul>

# 令和5年度地方支援業務の実績(2)

事業		内容
人材育成・実務支援	経営・財務マネジメント強化事業	○個別団体の課題に対応するため、個別市区町村へアドバイザーを派遣 【実績】申請件数：929件 派遣回数：2,686回
	eラーニング	○遠隔地や小規模な地方公共団体も含め広く効果が及ぶようeラーニングによる研修コンテンツを開発・提供 【実績】・配信講義数：30講義（うちアーカイブ化：14講義） ・のべ申込者数：13,632人
	JFM地方財政セミナー JFM地方公営企業セミナー	○地方公会計の推進、公共施設の適正管理、地方公営企業会計の適用拡大や経営戦略の策定など、地方公共団体にとって関心の高いテーマのセミナーを開催 【実績】JFM地方財政セミナー 33人（集合形式）、294人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（基礎） 74人（集合形式）、389人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（応用） 45人（集合形式）、233人（eラーニング） JFM地方公営企業セミナー（総合） 64人（集合形式）、520人（eラーニング）
	行財政研修会東京セミナー	○地方公共団体の首長や幹部職員を対象に「自治体DXの開く未来」をテーマとしたセミナーを開催 【実績】集合形式
	資金調達・資金運用 入門研修	○初めて資金調達・資金運用に携わる職員を対象とした入門的な研修会を開催 【実績】資金調達入門研修 121人（集合形式） 資金運用入門研修 139人（ " ）
	宿泊型研修	○資金調達・運用について基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的に実施 ・7月全国市町村国際文化研修所（2泊3日） 51人 ・9月市町村職員中央研修所（2泊3日） 45人
	出前講座	○財政運営や資金調達・資金運用など地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施 【実績】58件（講師派遣54件、オンライン形式4件）
	実務支援（個別相談）	○地方公共団体の抱える具体的な課題や疑問の解決に向け専門的なアドバイスを実施 【実績】86件（講師派遣10件、来訪3件、オンライン形式2件、電話・メール71件）

---

令和5年度

# 地方公共団体金融機構決算の概要

地方公共団体金融機構

資料2

# 利益の状況 [機構全体]

- ◇ 令和5年度の**経常利益は908億円**で、前年度に比べ、109億円の減少(▲10.7%)。貸付金利息が減少したこと等が要因
- ◇ **当期純利益は362億円**で、前年度に比べ、2億円の増加(+0.6%)。一般勘定の当期純利益が増加したことが要因

科 目	R5決算(A)	R4決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	2,091億円	2,179億円	▲88億円
貸 付 金 利 息	1,895億円	2,001億円	▲106億円
そ の 他	195億円	178億円	17億円
経 常 費 用	1,182億円	1,162億円	20億円
債 券 利 息	1,098億円	1,088億円	10億円
そ の 他	83億円	74億円	9億円
経 常 利 益	908億円	1,017億円	▲109億円
特 別 利 益	525億円	531億円	▲6億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	500億円	500億円	—
利差補てん積立金取崩額	25億円	30億円	▲5億円
固 定 資 産 処 分 益	—	1億円	▲1億円
特 別 損 失	1,070億円	1,188億円	▲118億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	570億円	688億円	▲118億円
国 庫 納 付 金	500億円	500億円	—
当 期 純 利 益	362億円	360億円	2億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 利益の状況 [一般勘定]

- ◇ 令和5年度の**経常利益は362億円**で、前年度に比べ、3億円の増加(+1.0%)。貸付金利息の増加額が債券利息の増加額を下回ったものの、健全化基金受入額等が増加したことが要因
- ◇ **当期純利益は362億円**で、前年度に比べ、2億円の増加(+0.6%)

科 目	R5決算(A)	R4決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	1,334億円	1,257億円	77億円
貸 付 金 利 息	1,136億円	1,076億円	59億円
金利スワップ受入利息	21億円	10億円	11億円
健全化基金受入額	169億円	164億円	5億円
そ の 他	7億円	6億円	0億円
経 常 費 用	971億円	898億円	73億円
債 券 利 息	851億円	782億円	68億円
借 入 金 利 息	10億円	7億円	2億円
そ の 他 業 務 費 用	27億円	24億円	2億円
営 業 経 費	43億円	38億円	4億円
基 金 管 理 勘 定 繰 出 金	37億円	42億円	▲4億円
そ の 他	3億円	2億円	0億円
経 常 利 益	362億円	359億円	3億円
特 別 利 益	—	1億円	▲1億円
固 定 資 産 処 分 益	—	1億円	▲1億円
特 別 損 失	—	—	—
当 期 純 利 益	362億円	360億円	2億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 利益の状況 [管理勘定]

- ◇ 令和5年度の**経常利益は545億円**で、前年度に比べ、112億円の減少(▲17.1%)。貸付金利息の減少額が債券利息の減少額を上回ったこと等が要因
- ◇ 地方公共団体金融機構法等の規定に基づき、利益の範囲内で公庫債権金利変動準備金への繰入を行ったため、令和5年度の当期純利益はゼロ

科 目	R5決算(A)	R4決算(B)	増 減((A)-(B))
経 常 収 益	796億円	967億円	▲170億円
貸 付 金 利 息	758億円	924億円	▲165億円
基 金 一 般 勘 定 繰 入 金	37億円	42億円	▲4億円
そ の 他	0億円	0億円	0億円
経 常 費 用	251億円	309億円	▲58億円
債 券 利 息	247億円	305億円	▲57億円
そ の 他	3億円	3億円	▲0億円
経 常 利 益	545億円	658億円	▲112億円
特 別 利 益	525億円	530億円	▲5億円
公庫債権金利変動準備金取崩額	500億円	500億円	—
利差補てん積立金取崩額	25億円	30億円	▲5億円
特 別 損 失	1,070億円	1,188億円	▲118億円
公庫債権金利変動準備金繰入額	570億円	688億円	▲118億円
国 庫 納 付 金	500億円	500億円	—
当 期 純 利 益	—	—	—

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 資産の状況 [機構全体]

◇ 令和5年度末現在の資産総額は24兆1,641億円で、前年度末に比べ、3,922億円の減少(▲1.6%)。貸付金が2,261億円減少したこと等が要因

科 目	令和5年度末現在(A) (R6.3.31)	令和4年度末現在(B) (R5.3.31)	増 減((A)-(B))
貸 付 金	23兆740億円	23兆3,002億円	▲2,261億円
有 価 証 券	2,045億円	7,470億円	▲5,425億円
現 金 預 け 金	8,736億円	4,973億円	3,763億円
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	—	10億円	▲10億円
そ の 他 資 産	55億円	57億円	▲2億円
有 形 固 定 資 産	29億円	27億円	1億円
無 形 固 定 資 産	34億円	22億円	12億円
合 計	24兆1,641億円	24兆5,563億円	▲3,922億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 資産の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和5年度末現在の一般勘定における資産総額は20兆7,275億円で、前年度末に比べ、3,205億円の増加(+1.6%)
- ◇ 令和5年度末現在の管理勘定における資産総額は3兆8,727億円で、前年度末に比べ、8,778億円の減少(▲18.5%)

	科 目	令和5年度末現在(A) (R6.3.31)	令和4年度末現在(B) (R5.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	貸 付 金	19兆6,393億円	19兆1,532億円	4,861億円
	有 価 証 券	2,045億円	7,470億円	▲5,425億円
	現 金 預 け 金	8,736億円	4,973億円	3,763億円
	金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	—	10億円	▲10億円
	そ の 他 資 産	35億円	33億円	2億円
	有 形 固 定 資 産	29億円	27億円	1億円
	無 形 固 定 資 産	34億円	22億円	12億円
	合 計	20兆7,275億円	20兆4,069億円	3,205億円
管 理 勘 定	貸 付 金	3兆4,346億円	4兆1,469億円	▲7,123億円
	そ の 他 資 産	19億円	24億円	▲4億円
	一 般 勘 定 貸	4,361億円	6,012億円	▲1,651億円
	合 計	3兆8,727億円	4兆7,506億円	▲8,778億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 負債の状況 [機構全体]

- ◇ 令和5年度末現在の負債総額は23兆7,382億円で、前年度末に比べ、4,241億円の減少(▲1.8%)。債券が6,771億円減少したこと等が要因
- ◇ 公庫債権金利変動準備金は、500億円の国庫納付を行った一方で、借換益等570億円を繰り入れた結果、前年度末に比べ、70億円の増加

科 目	令和5年度末現在(A) (R6.3.31)	令和4年度末現在(B) (R5.3.31)	増 減((A)-(B))
債 券	18兆9,493億円	19兆6,264億円	▲6,771億円
借 入 金	5,303億円	5,265億円	38億円
金融商品等受入担保金	4,130億円	1,710億円	2,420億円
地方公共団体健全化基金	9,264億円	9,238億円	26億円
金利変動準備金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
公庫債権金利変動準備金	7,086億円	7,015億円	70億円
利差補てん積立金	34億円	59億円	▲25億円
そ の 他	69億円	69億円	▲0億円
合 計	23兆7,382億円	24兆1,623億円	▲4,241億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 負債の状況 [一般勘定・管理勘定]

- ◇ 令和5年度末現在の一般勘定における負債総額は20兆3,594億円で、前年度末に比べ、2,886億円の増加(+1.4%)
- ◇ 令和5年度末現在の管理勘定における負債総額は3兆8,149億円で、前年度末に比べ、8,778億円の減少(▲18.7%)

	科 目	令和5年度末現在(A) (R6.3.31)	令和4年度末現在(B) (R5.3.31)	増 減((A)-(B))
一 般 勘 定	債 券	15兆8,490億円	15兆6,438億円	2,051億円
	借 入 金	5,303億円	5,265億円	38億円
	金融商品等受入担保金	4,130億円	1,710億円	2,420億円
	地方公共団体健全化基金	9,264億円	9,238億円	26億円
	金利変動準備金	2兆2,000億円	2兆2,000億円	—
	管理勘定の借	4,361億円	6,012億円	▲1,651億円
	その他の他	44億円	42億円	1億円
	合 計	20兆3,594億円	20兆707億円	2,886億円
管 理 勘 定	債 券	3兆1,003億円	3兆9,825億円	▲8,822億円
	公庫債権金利変動準備金	7,086億円	7,015億円	70億円
	利差補てん積立金	34億円	59億円	▲25億円
	その他の負債	25億円	26億円	▲1億円
	合 計	3兆8,149億円	4兆6,928億円	▲8,778億円

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

# 純資産の状況

- ◇ 令和5年度末現在の純資産総額は**4,258億円**で、前年度末に比べ、319億円の増加(+8.1%)
- ◇ 金利スワップ取引に係る評価損益等である繰延ヘッジ損益が前年度末から43億円減少した一方で、一般勘定の当期純利益362億円を積立金として計上したことが要因

科 目	令和5年度末現在(A) (R6.3.31)	令和4年度末現在(B) (R5.3.31)	増 減((A)-(B))
地方公共団体出資金	166億円	166億円	—
一般勘定積立金	3,704億円	3,341億円	362億円
管理勘定利益積立金	578億円	578億円	—
繰延ヘッジ損益	▲189億円	▲145億円	▲43億円
			<small>うち金利スワップ期中解約分 ▲51億円</small> <small>うち繰延ヘッジの償却分 7億円</small>
合 計	<b>4,258億円</b>	<b>3,939億円</b>	<b>319億円</b>

※ 単位未満切り捨てのため、増減が一致しない場合がある。

## (参考)

(単位:億円)

### 令和5年度決算における主要勘定の状況

#### 【貸付金】

前 残 ①	期 末 高	貸付額 ②	回収額 ③	期 末 残 高 ①+②-③
233,002		15,778	18,040	230,740

#### 【債券】

前 残 ①	期 末 高	発行額 ②	償還額等 ③	期 末 残 高 ①+②-③
196,264		16,578	23,349	189,493

#### 【地方公共団体健全化基金】

前 残 ①	期 末 高	納付金 ②	基金組入額(+) 基金取崩額(▲) ③	期 末 残 高 ①+②+③
9,238		195	▲169 (注)	9,264

利下げ 所要額 ①	基金 運用益 ②	②-①
233	63	▲169

(注) 利下げ所要額に基金運用益を充当した残余である。

#### 【金利変動準備金・公庫債権金利変動準備金】

	前 残 ①	期 末 高	取 崩 額 ②	繰 入 額 ③	期 末 残 高 ①+②+③
金利変動準備金	22,000		—	— (注)	22,000
公庫債権金利変動準備金	7,015		▲500	570	7,086

#### 【利差補てん積立金】

前 残 ①	期 末 高	取 崩 額 ②	期 末 残 高 ①-②
	59	25	34

(注) 関係法令の規定に基づき算出した金利変動準備金の積立限度額(当該期末における一般勘定の貸付金残高の1,000分の100)を前期末残高が超えているため、繰入れを行っていない。

※ 単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合がある。

令和 5 年度

# 内 部 統 制 報 告 書

地方公共団体金融機構

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 第19条第1項及び第28条
【作成日】	令和6年5月27日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 佐藤 文俊
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園1番3号

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長佐藤文俊は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である令和6年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ITの適切な運営（IT全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（令和6年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

以上

## 意見書

令和6年6月11日開催の当委員会における意見は、下記のとおりである。

## 記

1. 令和5年度においては、引き続き全国的に喫緊の課題である防災・減災対策の推進やインフラの更新、公共施設等の適正管理、辺地・過疎対策に積極的に対応した貸付けの実施や、令和6年能登半島地震に係る対応など、地方公共団体の政策ニーズに柔軟に対応することができたものと認められる。

また、市場環境の不透明な状況が続く中、市場の動向に応じて、国外債の発行やF L I P債、長期借入の効果的な活用に取り組むほか、グリーンボンドを発行して幅広い投資家を取り込むなど、多様な手法を活用した機動的な資金調達ができたと評価する。

地方支援業務については、地方公共団体の政策ニーズを踏まえながら、国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）等と連携した地方財政に関する調査研究等の実施、地方財政等に関する研究者に対する助成事業の創設、総務省との共同事業である地方公共団体の経営・財務マネジメント強化学業における「地方公共団体のDX」等の支援対象の拡充、eラーニングの新規コンテンツの作成や利便性の向上、出前講座や実務支援等におけるWeb会議システムの活用など、調査研究、人材育成・実務支援及び情報発信において充実した取組を実施したものと評価する。

さらに、サステナビリティに関する取組については、基本的な方針であるサステナビリティポリシーを策定するとともに、サステナビリティ委員会を設置して取組を推進する体制を整えたほか、持続可能な地域社会の実現に向けた機構としての取組姿勢や、人的資本や気候変動対応に関する情報開示の取組を進めたものと認められる。

2. 議案「令和5年度決算」については、厳しい低金利環境が続く中、上記の取組等を通じて一定の当期純利益を確保しており、評価ができるものである。

3. 今後の業務運営に際しては、以下の点について留意していただきたい。

- (1) 金融市場や物価の動向が大きく変化している環境下においても、資金調達や貸付けなど必要な業務を適切に遂行できるよう万全を期すとともに、地方公共団体が抱える課題等を踏まえ、各事業の実施に当たり、柔軟かつ適切に対応していくこと。

地方公共団体に対し長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、政策的に対応する必要がある防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化推進及びこども・子育て支援に関する事業や地域活性化の観点等地方の視点から重要である辺地・過疎対策事業、さらには上・下水道、病院等住民生活に密接に関連した公営企業等を支援すること。

日本銀行によるマイナス金利解除後の利上げをはじめ、各国中央銀行の金融政策の転換が見通されるなど金融市場の先行きの不透明な状況においても、市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとするように努めること。

また、多様な年限やE S G投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、不安定な市場環境下で安定的な資金調達を機動的に行うよう努めること。グリーンボンドに関しては、国内グリーンボンドを着実に発行するとともに、地方公共団体のS D G sに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信し、その取組を促進すること。

地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握を基礎に、大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究の深化を図るとともに、その成果を広く発信すること。個別市町村等に対する経営・財務マネジメントの強化等について、総務省及び都道府県と連携し、個別市町村等がより効果的に活用できるよう、丁寧できめ細かい支援を行うこと。さらに、引き続き、遠隔地や小規模の市町村に対する支援の強化の観点からも、eラーニングやWeb会議システムの活用等に積極的に取り組むこと。

また、国内外でサステナビリティに関する情報開示の枠組の整備等が進められている状況も踏まえ、十分な情報収集を行いつつ、サステナビリティに関する具体的な取組を進めるとともに、分かりやすい情報開示に努めること。

(2) 令和7年度の政府予算編成等において、機構が引き続き安定した資金調達を行い、地方公共団体の政策ニーズに応えた資金を融通できるようにするため、地方債計画における機構資金の所要額の計上に努めること。

また、地方交付税の総額確保のため、令和6年度に2,000億円を、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するための財源の確保のため、令和2年度から5年間で総額2,300億円を国に帰属させることとされていることを踏まえ、適切に対応すること。

令和6年6月11日

地方公共団体金融機構経営審議委員会  
委員長 三谷 隆博

地方公共団体金融機構  
理事長 佐藤 文俊 殿

## 会計監査人の選任について（案）

地方公共団体金融機構法第37条第2項の規定により、令和6年度の財務諸表等に係る会計監査人に次の者を選任する。

名 称	E Y 新日本有限責任監査法人
事務所所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
代 表 者	理事長 片倉 正美

## 第42回経営審議委員会意見書(R6. 3)に係る対応

項目	意見	対応状況	担当
貸付け	<p>長期・低利の資金を安定的に供給するという使命のもと、令和6年能登半島地震をはじめとして近年激甚化・頻発化する災害への対応など、地方公共団体が直面する喫緊の課題を踏まえながら、地方公共団体に対して適切に貸付けを行うこと。具体的には、防災・減災対策、国民の生活に直結する社会インフラの整備・更新、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化及び子ども・子育て支援、地域活性化の視点等からも重要な辺地・過疎対策、さらには住民生活に密接に関連した公営企業等を支援すること。</p>	<p>貸付けについては、近年激甚化・頻発化する災害への対応など、地方公共団体が直面する喫緊の課題を踏まえながら、防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化推進に関する事業のほか、辺地・過疎対策、住民生活に密接に関連した公営企業等、地方公共団体が実施する地域の課題に対応した様々な事業に対し、必要となる資金の貸付けを行ってきた。</p> <p>令和6年度地方債計画においては、新たにこども・子育て支援事業が貸付対象とされたほか、辺地・過疎対策事業、下水道事業等における機構資金が増額されており、今後とも、こうした地方のニーズに応じた貸付けを的確に行ってまいります。</p>	融資部
資金調達	<p>日本銀行のマイナス金利解除をはじめ、各国中央銀行の金融政策の転換が見通されるなど金融市場の先行きの不透明な状況においても、市場環境の変化を踏まえつつ、国内外の債券市場からの信認を確固たるものとするよう努めること。また、様々な年限やESG投資の動向を踏まえた調達等、様々な手法を研究・活用し、不安定な市場環境下で安定的な資金調達を機動的に行うよう努めるとともに、グリーンボンドに関しては、令和6年度に新たに発行する国内グリーンボンドを含め、地方公共団体のSDGsに関連する施策について、地方公共団体と連携しながら適切に情報発信するとともに、貸付対象事業を通じてその取組を促進すること。</p>	<p>資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、長期借入も効果的に活用している。</p> <p>国内債については、定例債(10年・20年・5年・30年)の安定的な発行に努めるとともに、フレックス枠や、投資家需要に応じて柔軟に発行するFLIP債を活用し、投資家動向に対して機動的・弾力的に対応することとしている。日本銀行のマイナス金利解除後の利上げをはじめ、各国中央銀行の金融政策の転換が見通されるなど金融市場の先行きの不透明な状況においても、4月・5月発行の定例債(10年・20年・30年)については、いずれの年限においても、地方債と同一の条件での発行となっている。また、FLIP債についても、様々な年限での投資家需要に応え、計450億円を発行した。</p> <p>国外債については、市場環境や投資家需要に応じて通貨や年限を柔軟に選択しつつ、起債時期を見極めながら、ベンチマーク債を継続的に発行していきたいと考えており、4月に米ドル建て5年債を15億米ドル発行した。</p> <p>引き続き、市場環境や投資家のスタンスの変化を的確に把握するとともに、IRを効果的に実施し、市場からの信認の強化及び低コストで安定的な資金調達に努めてまいります。</p> <p>グリーンボンドに関しては、国外グリーンボンドに加え国内グリーンボンドを着実に発行する。また、貸付けを行った地方公共団体の協力を得てレポーティングを公表し情報発信の取組を継続するとともに、貸付対象事業を通じて地方公共団体のSDGsに関連する施策の促進を図ってまいります。</p>	資金部
ESGの取組	<p>投資家から発行体自身のESGの取組状況の開示を求める声が高まっていることを踏まえ、機構におけるサステナブルな社会の創造に向けた基本的な取組姿勢や具体的な取組内容の強化を図るとともに、分かりやすく発信するよう努めること。</p>	<p>機構のサステナビリティに関する取組については、サステナビリティポリシー及びサステナビリティ委員会による推進体制の下で、年次報告書等や機構のホームページにおいて、貸付、資金調達、地方支援といった事業活動を通して持続可能な地域社会の実現に貢献することを明確に示すとともに、人的資本に関する開示や環境負荷の低減に資する取組、機構自身の持続可能性を高めるような職場環境の実現に関する取組等について情報開示の充実を図っている。</p> <p>こうした中、6月、新たに男性の育児休業取得率及び温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1・2)に係る目標指標を開示することとした。</p> <p>引き続き、国内外の議論等の動向を踏まえながら、機構における社会のサステナビリティの実現に向けて取組を深化させるとともに、わかりやすい情報開示を行ってまいります。</p>	経営企画部
地方支援	<p>地方支援業務については、地方公共団体を取り巻く厳しい環境の変化や新たな政策ニーズの的確な把握を基礎に、大学等の専門機関等と連携して実施する調査研究の深化を図るとともに、その成果を広く発信すること。個別市町村等に対する経営・財務マネジメント強化事業等について、総務省及び都道府県と連携し、個別市町村等がより効果的に活用できるよう、丁寧できめ細かい支援を行うこと。さらに、引き続き、遠隔地や小規模の市町村に対する支援の強化の観点からも、eラーニングやWeb会議システムの活用等に積極的に取り組むこと。</p>	<p>地方公共団体を取り巻く環境や政策ニーズについては、地方財務状況調査、出前講座、実務支援(個別相談)などの様々な機会を利用して、よりの確な把握に努めている。</p> <p>調査研究については、国立大学法人政策研究大学院大学(GRIPS)と、令和7年度にかけて教育及び調査研究に関する連携プロジェクトに取り組むほか、諸外国の地方行政制度、地域金融、地方財政等に関する調査研究に、国や専門機関と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組んでいる。得られた知見等の成果については、フォーラムの開催やホームページなどの各種広報媒体の活用により発信し、地方公共団体へ還元している。</p> <p>また、個別の市区町村等の政策課題に対応するため、総務省との共同事業として市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業により、個別団体の状況や要請に応じてきめ細かい支援を実施している。</p> <p>さらに、遠隔地や小規模市町村に対する支援強化のため、eラーニングによる研修の充実や出前講座等におけるWeb会議システムの活用を図っている。</p>	地方支援部
予算編成等	<p>公庫債権金利変動準備金の国庫帰属に当たっては、国庫帰属後も金利変動リスクへの備えとしては十分な準備金を保有しており機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないこと、また、地方交付税等の地方公共団体の財源の充実に活用されるものであることを、地方公共団体及び市場関係者に十分理解されるよう、引き続き、適時・適切に説明を行うよう努めること。</p>	<p>公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、地方交付税の総額確保のため、令和6年度に2,000億円を帰属させること、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で、総額2,300億円を帰属させることは、機構の順調な経営状況を踏まえたものであり、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではないことについて、これまで、地方公共団体向け広報誌等による周知や証券会社等の市場関係者に対して個別に説明を行ってきたところ。引き続き、あらゆる機会をとらえて適時・適切に説明を行うよう努めてまいります。</p>	経営企画部

## 令和5年度末貸付債権残高の状況

### 1 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の分類

○財政再生・財政健全化団体への貸付残高は、地方公共団体への貸付残高総額の0.04%  
 ○貸付残高を有する財政再生・財政健全化団体は、1団体 (前年度1団体から増減なし)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	団体数	令和5年度末 貸付残高	割合	団体数	令和4年度末 貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	84	0.04%	1	74	0.03%	0	10	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,150	230,613	99.96%	2,158	232,856	99.97%	-8	-2,243	-0.00%
都道府県 市区町村 一部事務組合等 合計	2,151	230,697	100.00%	2,159	232,931	100.00%	-8	-2,233	

### 2 地方公営企業への貸付残高の分類

○貸付残高を有する経営健全化企業は1企業該当あり (前年度2企業から1企業減)

(単位:億円)

財政健全化法 による分類	事業主体数	令和5年度末 貸付残高	割合	事業主体数	令和4年度末 貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	1	3	0.00%	2	714	0.60%	-1	-711	-0.60%
健全企業	4,818	116,591	100.00%	4,855	118,688	99.40%	-37	-2,097	0.60%
合計	4,819	116,594	100.00%	4,857	119,403	100.00%	-38	-2,808	

(注)・事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。  
 ・令和4年度末貸付残高及び令和5年度末貸付残高は、1の内数である。

### 3 地方道路公社への貸付残高の分類

○要注意先は1公社該当あり (前年度1公社から増減なし)

(単位:億円)

自己査定による債務者区分	公社数	令和5年度末 貸付残高	割合	公社数	令和4年度末 貸付残高	割合	増減		
							公社数	貸付残高	割合
要注意先	1	11	26.67%	1	16	23.01%	0	-5	3.67%
正常先	5	30	73.33%	7	54	76.99%	-2	-23	-3.67%
合計	6	42	100.00%	8	70	100.00%	-2	-28	

■地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果(令和5年度末残高)

(単位:百万円)

	自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	銀行法及び金融再生法 に基づく債権																		
機構には該当なし	<table border="1"> <tr><td>破綻先</td><td>0</td></tr> <tr><td>実質破綻先</td><td>0</td></tr> <tr><td>破綻懸念先</td><td>0</td></tr> <tr><td>要注意先</td><td>0 (要管理先に相当※2)</td></tr> </table>	破綻先	0	実質破綻先	0	破綻懸念先	0	要注意先	0 (要管理先に相当※2)		<table border="1"> <tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</td><td>0</td></tr> <tr><td>危険債権</td><td>0</td></tr> <tr><td>要管理債権</td><td>0</td></tr> <tr><td>三月以上延滞債権</td><td>0</td></tr> <tr><td>貸出条件緩和債権</td><td>0</td></tr> </table>	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	危険債権	0	要管理債権	0	三月以上延滞債権	0	貸出条件緩和債権	0
破綻先	0																				
実質破綻先	0																				
破綻懸念先	0																				
要注意先	0 (要管理先に相当※2)																				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0																				
危険債権	0																				
要管理債権	0																				
三月以上延滞債権	0																				
貸出条件緩和債権	0																				
機構貸付債権	<table border="1"> <tr><td>地方道路公社の内訳</td><td></td></tr> <tr><td>  要注意先(1公社)   (要管理先以外に相当※2)</td><td>1,124 (0.00%)</td></tr> <tr><td>  正常先(5公社)</td><td>3,090 (0.01%)</td></tr> <tr><td>地方道路公社(6公社)</td><td>4,214 (0.02%)</td></tr> </table>	地方道路公社の内訳		要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2)	1,124 (0.00%)	正常先(5公社)	3,090 (0.01%)	地方道路公社(6公社)	4,214 (0.02%)												
地方道路公社の内訳																					
要注意先(1公社) (要管理先以外に相当※2)	1,124 (0.00%)																				
正常先(5公社)	3,090 (0.01%)																				
地方道路公社(6公社)	4,214 (0.02%)																				
総計	23,079,394	23,079,394 (99.98%)	23,079,394																		

(注)1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。

- 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、令和4年度決算の数値を用いて区分している。
- 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は貸出金及び未収利息である。
- 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
- 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、「銀行法に基づくリスク管理債権」及び「金融再生法に基づく開示債権」を「銀行法及び金融再生法に基づく債権」として記載している。

【参考】

- ※1 自己査定に関する規程は令和元年12月に廃止された金融庁の「金融検査マニュアル」(以下「廃止マニュアル」という。)に準じて独自に定めたものであるが、地方道路公社に対する新たな貸付けは発生しないことなどから、引き続き同様の方法による自己査定を実施する。
- ※2 廃止マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と銀行法及び金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ(要管理先に相当・要管理先以外に相当)に区分して表記している。
- ※3 廃止マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの(非区分)とされ、債権分類については非分類とされている。

# 令和5年度 貸付予定及び機構債権残高を有する 団体・公営企業の財務審査結果

## 1 基本方針

令和5年度に貸付予定の地方公共団体・地方公営企業及び機構債権残高を有する地方公共団体・地方公営企業を対象として、融資審査実施要領に基づき、「地方公共団体の財政状況及び地方公営企業の経営状況の堅実性」、「償還の確実性」を確認するため必要な財務審査を実施した。

## 2 財務審査の実施方法

- 令和4年度決算における財政再生団体、財政健全化団体又は経営健全化企業のうち、令和4年度末に機構債権残高を有する先及び令和5年度に貸付予定のある先について、ヒアリング及び財務審査票を作成し、財政再生計画等の進捗状況を確認。
- 令和4年度決算では1団体・2企業が財務審査対象（前年度と同様）。

### <財務審査対象一覧>

（単位：億円）

区分	団体名・公営企業名	R4年度末 貸付残高	R5年度 貸付予定
財政再生団体(1)	北海道夕張市	74	有
財政健全化団体	—	—	—
経営健全化企業(2)	京都市（高速鉄道事業）	710	有
	宮崎県串間市（病院事業）	4	無

### 財務審査の実施方法

#### 【事前準備】

対象団体・企業につき財政再生計画、財政健全化計画及び経営健全化計画を確認。

#### 【財務審査】

- ◇ 調査票作成依頼及びヒアリング、必要に応じ現地訪問
- ◇ 相手方：市 町 村＝当該団体の起債同意・許可権者（道府県）、当該団体  
政令指定都市＝当該団体

### 財務審査結果<概況>

- 財務審査対象先である夕張市の財政再生計画は総じて順調に進捗していること。また、京都市高速鉄道事業は令和3年度に経営健全化計画を策定し、計画的に資金不足解消に向けて取り組んでいること。以上のことから、令和5年度貸付予定先に対する機構資金の新規貸付は可能と判断した。

また、串間市病院事業は令和4年12月に経営健全化計画を策定し資金不足解消に向けて取り組んでおり、新規貸付は可能と判断するが、令和5年度は貸付予定なし。

※京都市高速鉄道事業は、令和5年度中に経営健全化計画完了報告書を提出したため、「令和5年度末貸付債権残高の状況」では健全企業として分類している。

# 令和6年度「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣**

## 事業概要

### (1) アドバイザーを派遣する支援分野

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
  - ・ DX・GXの取組
  - ・ 経営戦略の改定・経営改善
  - ・ 公立病院経営強化プランの策定及び経営強化の取組
  - ・ 上下水道の広域化等
  - ・ 第三セクターの経営健全化
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）
- 地方公共団体のDX
- 地方公共団体のGX
- 首長・管理者向けトップセミナー
- 公営企業会計の適用

### (2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣（各都道府県市区町村担当課等と連携して事業を実施）

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の支援分野の実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため支援分野の研修を行う場合に派遣

※アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

### (3) 事業規模

- 約6.5億円・約1,900団体・公営企業への派遣を想定（参考：令和5年度 約3.23億円・929件(実績値)）

# 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和5年度の実績

◆令和5年度においては、929件について支援決定を行い、2,600回を超える派遣を実施。

## (1) 支援件数・派遣実施回数・対応したアドバイザー

※ 複数事業に派遣されているアドバイザーがいるため、計は合わない。

支援の方法	支援件数						派遣 実施回数	対応した アドバイ ザー
	事業全体	公営企業の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画	公共団体DX		
課題対応 アドバイス事業	602件	320件	47件	60件	78件	97件	1973回	258人
課題達成支援 事業	190件	51件	14件	39件	31件	55件	545回	114人
啓発・研修事業	129件	48件	29件	27件	13件	12件	163回	89人
トップセミナー	8件	7件	0件	0件	0件	1件	5回	4人
計	<u>929件</u>	426件	90件	126件	122件	165件	<u>2,686回</u>	※ <u>327人</u>

## (2) 派遣形式

対面・集合	オンライン
2,217回 (82.5%)	469回 (17.5%)

## (3) 謝金・旅費支払額

謝金	旅費	合計
264百万円	58百万円	約 <u>323百万円</u>

# 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業 令和6年度の状況

- ◆ 総務省と当機構の共同事業である「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」について、令和6年度の第1次募集を行い、4月24日に483件の支援を決定。
- ◆ 順次アドバイザーの派遣を進めるとともに、引き続き、第2次～第4次の募集・支援決定を行う。

## ●募集期間

第1次募集期間	2月29日(木)～3月29日(金)	支援決定：4月24日(水)
第2次募集期間	4月1日(月)～6月28日(金)	支援決定：7月下旬 予定
第3次募集期間	7月1日(月)～9月30日(月)	支援決定：10月下旬 予定
第4次募集期間	10月1日(火)～12月27日(金)	支援決定：1月下旬 予定

## ●【第1次募集分】支援件数

支援の方法	支援件数						
	事業全体	公営企業の 経営改革	公営企業会計	地方公会計	公共施設等 総合管理計画	公共団体DX	公共団体GX
課題対応 アドバイス事業	351件	165件	24件	43件	52件	61件	6件
課題達成支援事業	68件	20件	4件	20件	3件	21件	—
啓発・研修事業	62件	27件	16件	10件	5件	3件	1件
トップセミナー	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件
計	<u>483件</u>	214件	44件	73件	60件	85件	7件

※ 都道府県は、現在、啓発・研修事業（トップセミナーを含む）のみ対象であるが、7月より課題対応アドバイス事業及び課題達成支援事業についても対象とする予定。



<配信コンテンツ視聴ガイド>

- ・地方公共団体金融機構のeラーニングは、初任者研修にご活用いただくことを想定し配信しております。
- ・なお、財政分析、金融知識、簿記・公会計の一部については、**一定の経験年数を有する職員や管理職の方**にも役に立つ分野のコンテンツも配信しております。是非ご活用ください。
- ・受講者がコンテンツを視聴する場合は、「配信コンテンツ体系」を参考に、習得したい分野のコンテンツをご視聴ください。
- ・各分野のコンテンツについては、従事する業務別に、関係の深いコンテンツを示しておりますので(◎・○)、必要に応じ優先的にご視聴ください。
- ・印の無いコンテンツにつきましても、地方自治体職員にとって必要な基礎知識となっております。スキルアップのためにご活用ください。

地方公共団体金融機構eラーニングの配信コンテンツ体系

番号	分野	コンテンツ名	財政事務 (全般)	起債事務 担当者	資金運用事務 担当者	地方公会計 事務担当者	一般会計 各事業担当者	公営企業 各事業担当者	管理職の方にも 役に立つ講義	講義のポイント				
1	地方財政 (一般)	地方財政制度 (初級編)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		地方財政とは何かについて、マクロ・ミクロ両方の視点から体系的に解説します。				
2		地方財務 (予算・決算)	◎	○	○	◎	◎	◎		地方自治体の予算編成から決算承認までの基礎的な知識・流れを学びます。				
3		地方交付税制度	◎	◎		○	◎	◎		地方交付税とは何かについて解説した上で、普通交付税の算定方法や特別交付税の概要について解説します。				
4		地方債制度	◎	◎		○	◎	◎		地方債とは何かについて解説した上で、許可制度から協議制度へ移行した背景や協議制度の内容、地方債計画や地方債同意等基準の役割等について解説します。				
5	財政分析	市町村職員のための財政分析～入門編～	◎	◎	○	◎	○	○	○	財政分析の意義を理解し、自団体の財政状況について正確に分析を行うための基礎的な内容を解説します。				
6		市町村職員のための財政分析～New Octagonの活用編～	○						○	地方公共団体金融機構が開発した財政分析ツール「New Octagon」の使い方を解説します。				
7		財政収支見通し	○	○		○	○		○	財政収支見通しを作成する力を身につけるため、作成の意義・推計の方法について解説します。				
8	金融知識	金融・経済 基礎	自治体職員のための金融基礎講座 (日本経済の見方)	◎	○	◎	○	○	◎	◎	経済と金利の関係、経済の規模を示すGDP、物価動向、米ドルと日本円の交換レートである外国為替相場について、基礎的な知識を学びます。			
9			自治体職員のための金融基礎講座 (日本銀行の金融政策と金利動向)	◎	◎	◎	○			◎	◎	日本銀行の役割と機能について整理し、2013年の量的・質的緩和以降の日銀の金融政策の変遷と金利変動、2022年12月の金融政策の変更について学びます。		
10			自治体職員のための金融基礎講座 (銀行の現状と指定金融機関)	◎	◎	◎	○			◎	◎	銀行の基本的なビジネスモデルや経営状況、指定金融機関を巡る環境変化等を理解し、社会全体でDXが進む中で、指定金融機関が行う地方公共団体の収納・支払業務についても変化の波が及んでいることについて学びます。		
11		資金調達	自治体職員のための金融基礎講座 (借入金利の見方)	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	銀行等引受債について、借入金利の構成要素や金融機関の考え方について理解し、借入金利の妥当性を検討する上での基礎的な金融知識について学びます。		
12			資金運用	自治体職員のための金融基礎講座 (資金運用のリスクと管理 (理論編))	○	○	◎	○		◎	◎	◎	金融商品のリスク、リスク管理の考え方及び都道府県・指定都市に求められている内部統制、資金管理の基本について学びます。	
13				自治体職員のための金融基礎講座 (資金運用のリスクと管理 (実践編))	○	○	◎	○		◎	◎	◎	資金運用のリスクと管理について、実践面での留意点を理解し、銀行預金及び債券について、リスクの内容、管理方法、運用手法等の相違点や留意点を学びます。	
14	簿記・公会計	自治体職員のための簿記・公会計 (導入編)	◎	○	○	◎	○	◎	◎	◎	複式簿記の必要性、仕組み、特徴など、はじめて簿記と関わる職員を対象として解説します。			
15		自治体職員のための簿記・公会計 (導入編II)				◎		◎	◎	◎	地方公会計制度や地方公営企業会計制度など、自治体の中で複式簿記を取り入れている会計を理解するための基礎知識として、複式簿記の仕訳と簿記の一巡の流れを解説します。			
16		自治体職員のための簿記・公会計 (公会計コース：地方公会計制度の活用)	○			◎		○	◎	◎	◎	統一的な基準による地方公会計制度について理解するとともに、財務書類の見方や地方公会計制度の活用方法について解説します。		
17		自治体職員のための簿記・公会計 (地方公営企業の会計処理 (基礎編))	○			○		◎				◎	地方公営企業の会計処理の基礎を学び、地方公営企業の財務書類等のポイントについて理解を深めます。	
18		自治体職員のための簿記・公会計 (地方公営企業の会計処理 (応用編))											◎	地方公営企業の会計について応用的な論点を確認し、経営分析や経営戦略などについて理解を深めます。
19		自治体職員のための簿記・公会計 (固定資産台帳について)	○			◎		◎	◎	○	◎	◎	◎	統一的な基準による地方公会計制度における、固定資産台帳の基本的な事項や固定資産台帳の活用や更新方法について理解を深めます。
20		自治体職員のための簿記・公会計 (特別版:地方公営企業法の適用)	○			○			◎	○	◎	◎	◎	地方公営企業法適用の意義を理解し、法適用に必要な事務の全体像及び各移行作業におけるポイントを解説します。

【地方公共団体の取組事例】※こちらは、首長を含めた幹部職員もご参考としていただける内容となっております。

E01	< 公会計制度 >	和泊町における公会計の活用について（鹿児島県和泊町）
E02		公会計の活用について（熊本県宇城市）
E03		町田市の新公会計制度（東京都町田市）
F01	< 公共施設のマネジメント >	公共施設更新問題への対応について－秦野市の取組みと日本のハコモノ事情から－（神奈川県秦野市）
F02		盛岡市の公共施設マネジメントの推進について（岩手県盛岡市）
F03		富山市の公共施設マネジメント戦略について（富山県富山市）
G01	< 公営企業の経営改善 >	公営企業会計適用の意義と活用法（福島県三春町など）
G02		地方公営企業の財務会計制度（初任者研修会）
G03		経営戦略の策定（改定）について（神奈川県秦野市）
H01	< 個別公営事業の取組 >	中空知広域水道企業団経営戦略の策定経過とポイント（北海道中空知広域水道企業団）
H02		地方公営企業法の適用に係る取組について（兵庫県香美町）
H03		宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について（宮城県）
H04		下水道管路の包括的民間委託について（千葉県柏市）
H05		岩手県企業局の工業用水道事業に係る事業統合等について（岩手県）
H06		妙高市の公営ガス民営化＋上下水道事業のPPP（包括委託）（新潟県妙高市）
H07		水道事業の広域化と基盤強化（岩手県岩手中部水道企業団）
H08		水力発電施設のコンセッション事業について（鳥取県）
H09		広島県の水道広域連携の取組について（広島県）
H10		大分市上下水道局の経営改革事例について（大分県大分市）
I01	< 自治体のDX・GXの取組 >	AIを活用した水道管劣化予測について（愛知県豊田市）
I02		公営企業のDXについて（静岡県湖西市）

# サステナビリティに関する取組について

令和6年6月

報告5

# 目次

---

- 1 気候変動対応に関する開示
- 2 人的資本に関する開示
- 3 機構法第36条第3項に基づく説明書類について

# 1 気候変動対応に関する開示

## 今後の対応の方向性

第75回代表者会議  
等資料より

### ◆気候変動対応に関する開示

- 国内外において、**事業活動に伴うGHG排出量**の算定・開示といった気候変動対応に関する開示を求める動きが活発化。類似機関もGHG排出量の開示など積極的な対応をとっている。
- 機構としても、令和6年度にまず**Scope1・2排出量を開示**するとともに、**Scope3排出量**については、**今後、対応を検討**する。
  - ※Scope1: 事業者自らによる直接排出
  - Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
  - Scope3: 上記以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)
- あわせて、**公的主体として、国の「2050年カーボンニュートラル」という目標と軌を一にする機構としての目標の設定**を検討。



# 1 気候変動対応に関する開示

## ○機構のGHG排出量の算定

- Scope1及びScope2を対象に算定することとし、以下のとおり開示。

**算定式：温室効果ガス排出量(tCO<sub>2</sub>) = 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数**

(「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(令和6年2月環境省・経済産業省)より)

	活動	GHG排出量
Scope1	社用車のガソリン使用	1.3 tCO <sub>2</sub>
Scope2	市政会館における電気使用※	83.7 tCO <sub>2</sub>
	青葉・二子玉川住宅(共用部・サテライトオフィス)における電気使用	4.5 tCO <sub>2</sub>

※ 市政会館における空調利用に係る電気使用については、使用量が市政会館全体で管理されており機構使用分を特定できないため、算定の対象外とした。

(決算説明書類における開示)

第2【事業の状況】

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(4) 指標と目標(抜粋)

目標		指標
項目	目標値	令和5年度
電気使用量の削減等のGHG排出を削減する取組みの推進	—	温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1・2)※ <sup>3</sup> 89.6 tCO <sub>2</sub>

※<sup>3</sup> 自家用車の燃料使用、事業所等における電気使用(その使用料が原則共益費に含まれる空調設備に係る分を除く。)によるものを算定。

# 1 気候変動対応に関する開示

## ○機構としての目標案

- 機構として脱炭素社会の実現に貢献するため、国の「2050カーボンニュートラル」(2050年までに全体として温室効果ガスの排出をゼロにすること)という目標の下、**2050年までに機構のScope1及びScope2に係る温室効果ガス排出量を実質ゼロとする。**

### 【目標案の考え方】

- 機構のGHG排出量(Scope1・Scope2)の大半は事業所における電気使用に伴うものであり、電気使用量の削減によるGHG排出量の削減には自ずと限界がある。
- また、国の「グリーン成長戦略」においては、電力部門の脱炭素化(再エネの活用等)と非電力部門の電化によりカーボンニュートラルを実現することを目指している。
- これらを踏まえると、機構としては第一にエネルギー源の電化を進めるとともに、脱炭素化電力(再生エネ発電による電力など)を活用する等によりカーボンニュートラルの実現が可能。

(決算説明書類における開示)

### 第2【事業の状況】

#### 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

#### (3) 戦略(抜粋)

##### ・気候変動への対応

当機構では、グリーンボンド等の発行や地方公共団体の環境性能の向上を伴う設備更新等への貸付け、執務室における節電の取組みなどを通じて、GHG排出削減や気候変動への適応策に取り組みます。特に、**機構として脱炭素社会の実現に貢献するため、国の「2050年カーボンニュートラル」(2050年までに全体として温室効果ガスの排出をゼロにすること)という目標の下、2050年までに機構のScope1及びScope2に係る温室効果ガス排出量を実質ゼロとします。**具体的な取組内容については、引き続きサステナビリティ委員会での審議を通じて決定してまいります。

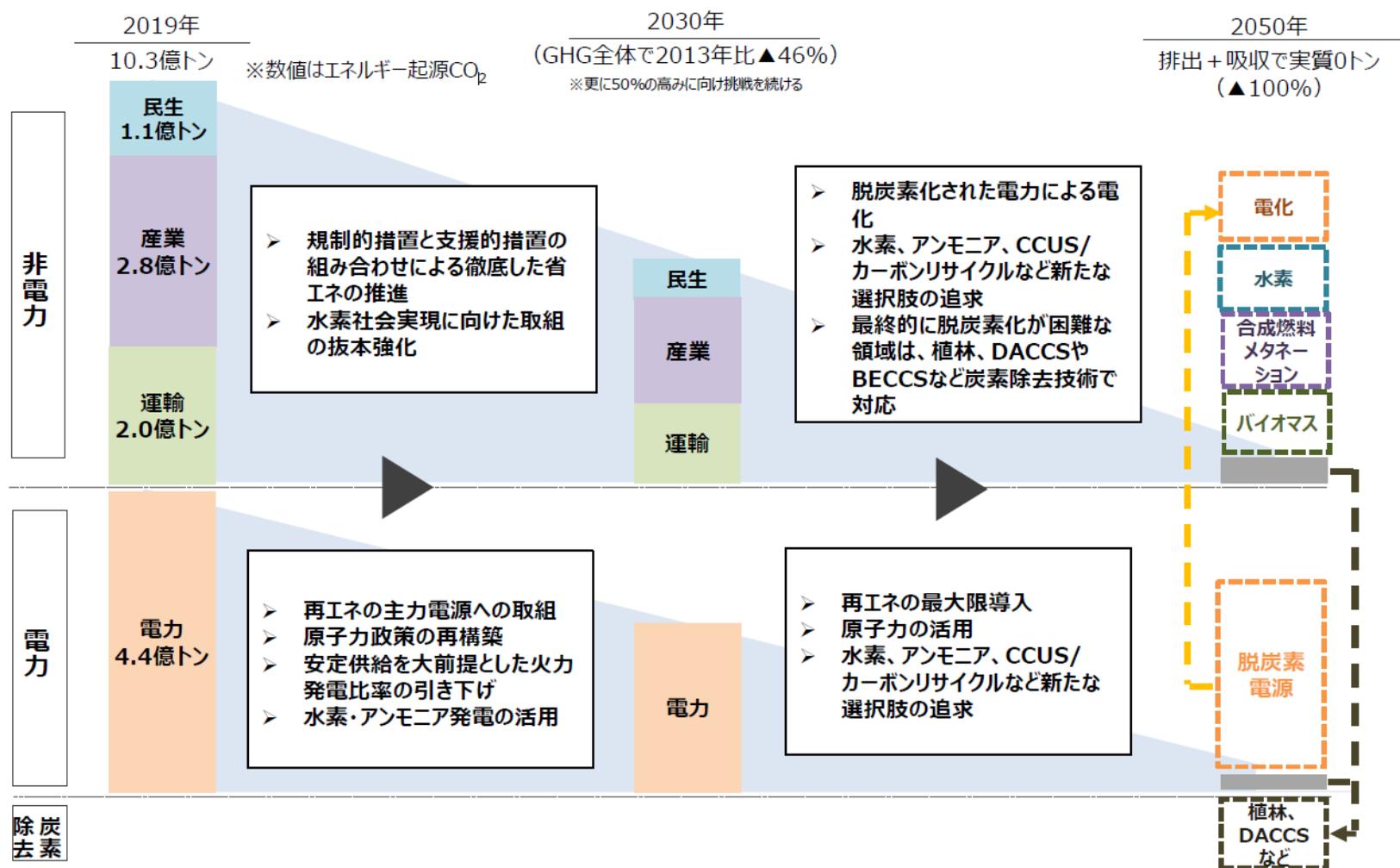
## ○Scope3に係るGHG排出量の算定

- 算定方法や開示に係る国内外の議論等を踏まえながら、引き続き対応について検討。

# 1 気候変動対応に関する開示

＜参考：国における2050年カーボンニュートラルの実現＞

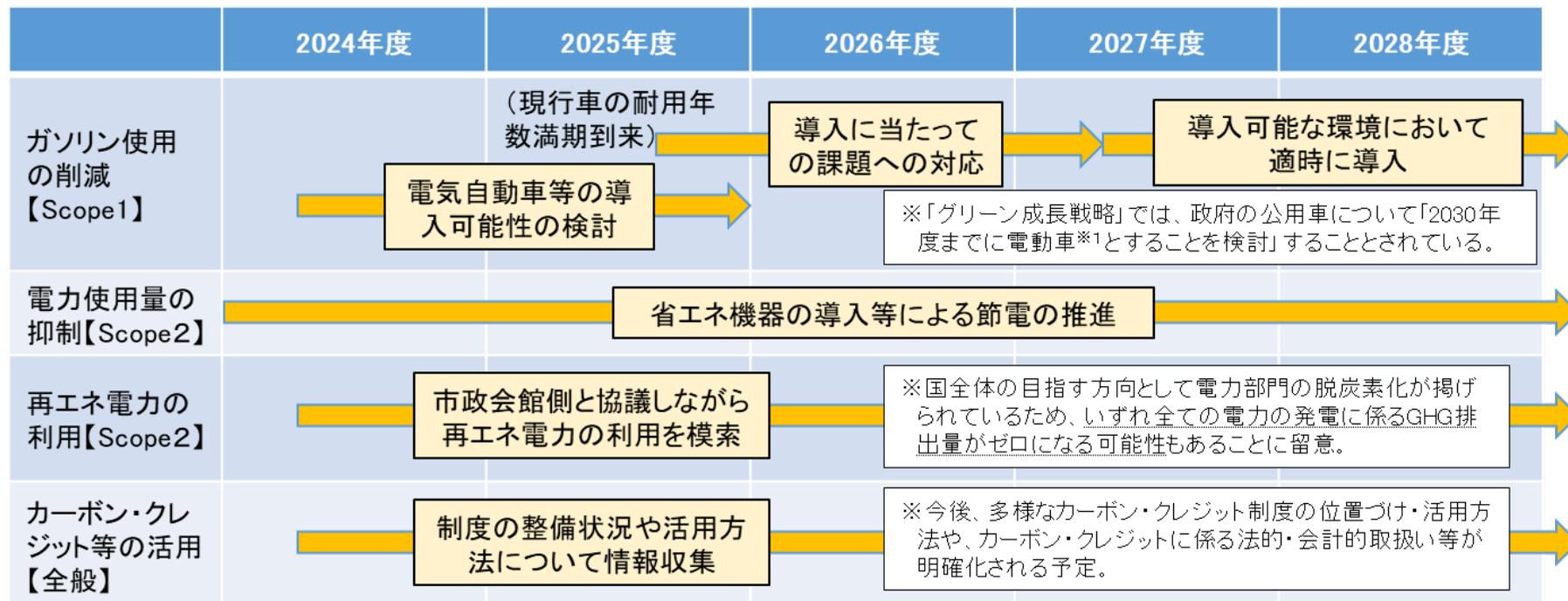
「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」  
(令和3年6月18日内閣官房・経済産業省ほか)より



# 1 気候変動対応に関する開示

## ○GHG排出量 (Scope 1・2) の削減に向けた取組案

### ＜GHG排出量の削減に向けたロードマップ概要＞



- まずは市政会館と協議しながら再エネ電力の利用の可能性を模索するとともに、再エネ電力の利用による電力使用の脱炭素化を実現するまでは、カーボン・クレジットの活用による機構のGHG排出量のオフセットについて検討・実現を図るのが一案。
- あわせて、機構として取り組むことができる社用車の電気自動車等への転換について検討を進めていく。

# 1 気候変動対応に関する開示

<参考:気候変動対応に係る他機関の開示状況>

	日本政策投資銀行	国際協力銀行	日本政策金融公庫	商工組合中央金庫
削減目標	<p>自社排出量 (Scope1・2) + 投融資ポートフォリオ (Scope3) 2050年までにネットゼロ</p>	<p>・自社排出量 (Scope1・2) 2030年までにネットゼロ ・投融資ポートフォリオ (Scope3) 2050年までにネットゼロ</p>	<p>(未公表)</p>	<p>自社排出量 (Scope1・2) ・2030年に2013年度対比50%削減 ・2050年度までにカーボンニュートラル</p>
排出量	<p>・Scope1・2: 電気、ガス、ガソリン等の使用による排出量を開示 (2022年度実績: <u>1,584 t-CO2</u>) ・Scope3: 電力セクターの排出原単位 (発電量当たりのGHG排出量) を開示</p>	<p>・Scope1・2: 電気、ガス、ガソリン等の使用による排出量を開示 (2022年度実績: <u>1,042.9 t-CO2</u>) ・Scope3: 職員の出張や投融資先に係る排出量算定を試行中</p>	<p>Scope1・2の排出量を開示 (2021年度実績: <u>12,199 t-CO2</u>)</p>	<p>・Scope1・2の排出量を開示 (2021年度実績: <u>9,176 t-CO2</u>) ・Scope3: GHGサプライチェーン排出量の試算概算結果を一部開示 (購入製品や出張等)</p>

## 2 人的資本に関する開示

### ○男性の育児休業取得率

※ $\text{育児休業取得率} = \frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

- 現在、1000人超の企業について実績値の公表が義務づけ。
- 2025年4月から新たに、
  - ・300人超の企業は実績値の公表
  - ・100人超の企業は目標値の公表がそれぞれ義務づけられた(令和6年通常国会(第213回国会)で関連法※の改正法が可決・成立)。

※育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法

- そこで、機構としては、男性の育児休業取得率の目標を100%とするとともに実績値を開示。  
(決算説明書類における開示)

#### 第2【事業の状況】

#### 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

#### (4) 指標と目標(抜粋)

目標		指標
項目	目標値	令和5年度
男性の育児休業取得率	100%	100%

(参考データ) 令和5年度の状況

(参考) 育児休業等をした男性労働者の数	(参考) 配偶者が出産した男性労働者の数
1人	1人

## 2 人的資本に関する開示

<参考:他機関の開示状況>

	日本政策投資 銀行	国際協力銀行	日本政策金融 公庫	商工組合中 央金庫
実績値	48.6%	40.0%	111.9%	87.6%
目標値	30%以上	非公表	90% (※計画値)	100%

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
106%	90%	88.9%(※総合職等)
100%維持	100%	100% (取得平均日数30日以上)

# 3 機構法第36条第3項に基づく説明書類について

➤ 機構法第36条第3項に基づく説明書類において以下のとおり開示(抜粋)。

## 第2【事業の概況】

### 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

#### (3) 戦略(抜粋)

・気候変動への対応

当機構では、グリーンボンド等の発行や地方公共団体の環境性能の向上を伴う設備更新等への貸付け、執務室における節電の取組みなどを通じて、GHG排出削減や気候変動への適応策に取り組めます。特に、機構として脱炭素社会の実現に貢献するため、国の「2050年カーボンニュートラル」(2050年までに全体として温室効果ガスの排出をゼロにすること)という目標の下、2050年までに機構のScope1及びScope2に係る温室効果ガス排出量を実質ゼロとします。具体的な取組内容については、引き続きサステナビリティ委員会での審議を通じて決定してまいります。

#### (4) 指標と目標

目標		指標
項目	目標値	令和5年度
全労働者に占める女性比率	令和8年度末までに40%以上	全職員:35.3% 職員:28.3% 非常勤職員:100.0% (令和5年4月時点) ※1
女性管理職比率	令和8年度末までに5%以上	(参考) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 37.1%※2(令和5年4月時点)
男性の育児休業取得率	100%	100%
年次有給休暇取得率	令和8年度末までに75%以上	86.1% (令和5年1月1日~12月31日)
温室効果ガス(GHG)排出量(Scope1・2)	2050年までにネットゼロ	89.6 tCO2※3
グリーンボンド等の継続発行	-	(直近の状況) 令和3年2月 5億ユーロ 令和4年1月 7.5億米ドル 令和5年2月 5億ユーロ 令和6年1月 5億ユーロ

※1 全労働者に占める女性比率について、令和6年4月時点では、全職員:35.8% 職員:28.9% 非常勤職員91.7%となっている。

※2 係長級にある者に占める女性労働者の割合について、令和6年4月時点では、42.9%となっている。

※3 自家用車の燃料使用、事業所等における電気使用(その使用料が原則共益費に含まれる空調設備に係る分を除く。)によるものを算定。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

### (1) ガバナンス

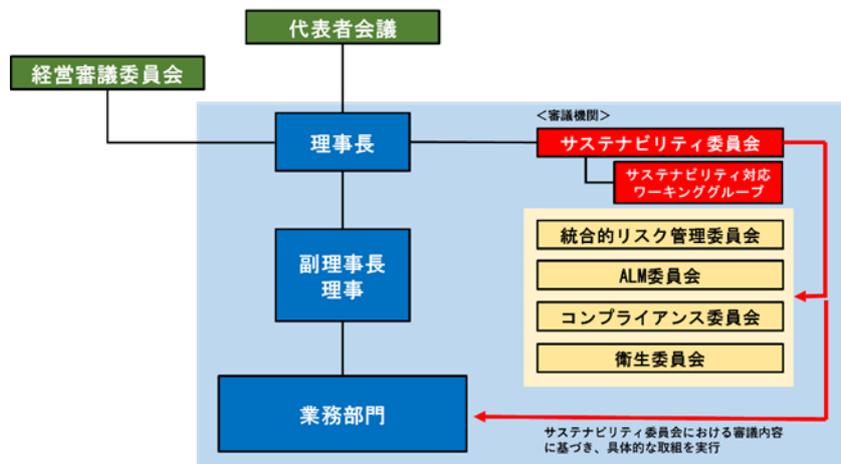
#### ・サステナビリティに関する取組姿勢

当機構では、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、経営理念（p9 参照）に基づきサステナビリティに関する取組みを推進するため、「サステナビリティポリシー」を策定しています。貸付け、資金調達、地方支援のそれぞれの業務において、「環境への配慮」、「社会的責任の実践」及び「強固なガバナンス」といったESGそれぞれの観点を意識し実践するとともに、ステークホルダー（地方公共団体・投資家）との積極的な対話や財務情報・非財務情報の開示の充実にも取り組んでまいります。

#### ・実施体制

当機構では、サステナビリティに関する取組みの推進のため、2023年4月より「サステナビリティ委員会」を設置しています。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しをはじめとして、気候変動対応などの「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権などの「社会」に関する事項、倫理及び法令遵守など「ガバナンス」に関する事項などについて、審議を行い、持続可能な地域社会の実現に向けて必要な取組みを推進してまいります。同委員会は、理事長を委員長として、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されています。また、具体的な取組みについて検討、調査研究を行うため、同委員会の下にサステナビリティ対応ワーキンググループを設置しています。

(サステナビリティ委員会等の位置づけ)



### (2) リスク管理

当機構では、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を強化するために、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク（人的資本に係るリスクを含む。）等の各種リスクについて、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けています。これにより、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行い、リスク管理の内容を適切に経営判断に反映できる体制を構築しています。

また、気候変動に係るリスクについては、サステナビリティ委員会における審議を通して、特定、評価、管理してまいります。

### (3) 戦略

#### ・人的資本に関する取組

当機構では、持続的かつ安定的な業務遂行のため、職員ひとりひとりが能力を最大限発揮することができるよう

職場環境の整備と計画的な人材の育成に取り組んでいます。社内環境整備方針や人材育成方針に基づき、誰もが働きやすい安全で健康的な職場環境を提供するとともに、多様な人材が有機的に連携し、各々が成長を実感することのできる職場を提供するための取組を推進してまいります。

・気候変動への対応

当機構では、グリーンボンド等の発行や地方公共団体の環境性能の向上を伴う設備更新等への貸付け、執務室における節電の取組みなどを通じて、GHG排出削減や気候変動への適応策に取り組めます。特に、機構として脱炭素社会の実現に貢献するため、国の「2050年カーボンニュートラル」（2050年までに全体として温室効果ガスの排出をゼロにすること）という目標の下、2050年までに機構のScope 1 及びScope 2 に係る温室効果ガス排出量を実質ゼロとします。具体的な取組内容については、引き続きサステナビリティ委員会での審議を通じて決定してまいります。

(4) 指標と目標

目標		指標
項目	目標値	令和5年度
全労働者に占める 女性比率	令和8年度末までに 40%以上	全職員：35.3% 職員：28.3% 非常勤職員：100.0% (令和5年4月時点)
女性管理職比率	令和8年度末までに 5%以上	(参考) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 37.1% <sup>※2</sup> (令和5年4月時点)
男性の育児休業取得率	100%	100%
年次有給休暇取得率	令和8年度末までに 75%以上	86.1% (令和5年1月1日～12月31日)
温室効果ガス (GHG) 排出量 (Scope 1・2)	2050年までに ネットゼロ	89.6 tCO2 <sup>※3</sup>
グリーンボンド等の継続発行	—	(直近の状況) 令和3年2月 5億ユーロ 令和4年1月 7.5億米ドル 令和5年2月 5億ユーロ 令和6年1月 5億ユーロ

※1 全労働者に占める女性比率について、令和6年4月時点では、全職員：35.8% 職員：28.9% 非常勤職員 91.7%となっている。

※2 係長級にある者に占める女性労働者の割合について、令和6年4月時点では、42.9%となっている。

※3 自家用車の燃料使用、事業所等における電気使用（その使用料が原則共益費に含まれる空調設備に係る分を除く。）によるものを算定。